

平成17年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成17年12月13日（火曜日）
午前9時59分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問
第3 意見書案第25号 「真の地方分権改革の
確実な実現」に関する意見書
-

◎出席議員（21名）

議長	岡 正 勝 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君
14 番	川 本 政 芳 君
15 番	内馬場 克 康 君
16 番	本 郷 幸 治 君
18 番	紫 藤 政 則 君
19 番	荘 司 光 雄 君
20 番	林 国 夫 君
21 番	中 西 勇 夫 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
助 役	佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長	板 東 知 文 君
市 民 部 長	三 谷 純 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	

	安 田 昌 彰 君
経 済 部 長	酒 巻 進 君
建 設 部 長	藤 井 雄 一 君
水 道 部 長	加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長	

	吉 田 讓 君
消 防 長	佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長	市 川 厚 記 君
総務部総務課総務係長	阿 部 良 雄 君

教育委員会委員長	阿 部 稔 君
教育委員会教育長	村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長	天 野 修 二 君

選挙管理委員会委員長

	熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長	
	大 道 良 裕 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

監 査 委 員	川 村 英 昭 君
監査事務局長	遠 藤 等 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	谷 津 敬 一 君
次 長	和 田 友 子 君

午前9時59分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9番 長谷川吉春議員

10番 米田良克議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

12番矢部正義議員。

●12番矢部正義議員（登壇） 平成17年第4回定例市議会に当たり、私は大綱4点について市長及び教育長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、農業の問題であります。我が国は経済大国であり、トップレベルの農業生産国で、世界一の食糧準輸入国でもあります。緊迫する世界貿易機構、WTOでは、農業交渉への対応も追われております。このたび農村も変わり、やる気と能力のある農家の集落営農を伸ばしていくことで担い手づくりに力を注いでいくと考えを強調しております。また、米価の下落問題や米の暴落したとき、市場メカニズムだけで片づけられない、政治が加わった手助けをすると発言もいたしております。

05年度水稻の作況指数は、全国で101、九州以外は100以上となり、特に北海道は空知が109と最高水準で過剰米対策に農水省も追われて

おります。すなわち豊作貧乏と言われているわけであります。主食用の予想流通量は893万トンで、予想需要量は853万トン、いわゆる40万トンが過剰で、今年度予定の政府備蓄米買い入れや集荷円滑化対策が確実に行われます。この方法を取り入れても、約9万トンが過剰米として取り扱われます。米価の下落は避けられない、このような状況の中で農家の経営安定対策骨子案は助成対象となる担い手について、一定規模の耕地面積を持つ農家に絞ることを原則とし、条件を満たさない農家には近隣農家と経理などを一本化する集落営農などの道を選ぶよう求められております。制度開始は07年度に迫っており、小規模農家は今後大規模化や集落営農への参加などの決断を迫られていることになっております。

骨子案は、担い手になるための耕地面積を道内は10ヘクタール、道外は4ヘクタール以上と設定されております。農水省は、北海道の場合、中山間地域など地勢的に耕地の集約が難しい地域や複合経営などに取り組む優良農家は例外措置として面積条件を緩和するとの方針でもあります。美唄市としても特例措置を考え、小規模農家を救い、基幹産業を担ってきた零細農家を助ける方法が必要であると思います。

そこで、美唄市の農家の状況について市長にお伺いをいたします。

1つは、美唄市の農家戸数についてお伺いをいたします。

2つは、担い手と集落営農の実態戸数についてお伺いをいたします。

3つは、農家の経営主の年齢についてお伺いをいたします。

4つは、品目横断的経営安定対策についてであります。

5つ目は、生産条件格差是正対策についてお伺いをいたします。

次に、大綱2点目は経済問題についてお伺いをいたします。美唄市が自立し、安定した発展を遂げるためには、観光が切り札となり得るかは力の入れようと思います。観光による地域発展を目指すためには、観光消費を地域内で確実に受けとめ、地域内消費を高めつつ安定的な地域産業振興と雇用創出に結びつく体系的な産業戦略としたシナリオをつくる必要があると思います。観光による地域経済の力を高めていくことは、観光消費に着目した実証的な分析と、それに基づく観光産業の実態、発展可能性の検証、さらには観光消費を地域経済全体に効果的に波及する方策などについて、より科学的な分析、政策研究が大切であります。

そこで、当市の観光と地域経済についてお伺いをいたします。

1つは、美唄市の観光の位置づけについてであります。

2つは、観光から見た地域産業の自立経済についてであります。

3つは、交流拠点施設周辺の今後の考え方についてお伺いをいたします。

大綱の3点目は、福祉問題についてであります。昨日同僚議員も同じような質問をしておりますが、私は別の視点からお伺いをいたします。

ことは、暖冬の年とはいえ、厳しい冬がやってまいりました。美唄市は、福祉のまち、お年寄りの多いまちであります。そのため、

風邪による防衛策が必要であり、また東南アジアでは高病原性鳥インフルエンザの変異によって発生する人の新型インフルエンザの流行が発生をいたしております。厚生労働省は、発生動向に応じた段階別の行動計画を策定し、抗ウイルス薬タミフルの備蓄を行っております。国内で発生した場合、ワクチンの使用を実施するとはあるものの、いま現在在庫が少ないようであります。

この高病原性鳥インフルエンザは、中国や東南アジアでH5N1型が流行し、人への感染や死亡例が相次いでおります。発生地域は欧州まで拡大し、人から人に感染する新型インフルエンザ発生の危険性が高まっております。日本は、現在人への発生が確認されていませんが、行動計画では国内の患者数を2,500万人と予想され、そのときには17万人から65万人ぐらい死亡すると言われております。

人から人に感染する新型インフルエンザは、鳥から人への感染が頻発している東南アジアなどから世界中に広まる危険性が指摘されております。海外から持ち込まれる可能性があり、国内で新型インフルエンザが発生したら患者を収容する医療機関の整備が必要であります。実際に発生が確認された場合、国は対策強化をしますが、感染の疑いの患者には入院を勧告し、家族には外出自粛を勧告するなどのことが国から都道府県へ行動計画づくりを指導されているようであります。

そこで、美唄市の状況についてお伺いをいたします。

1つは、市立美唄病院のインフルエンザの状況と接種患者の数についてお伺いをいたします。

2つは、新型鳥インフルエンザの考え方についてお伺いをいたします。

3つは、抗ウイルス薬タミフルの備蓄のあり方についてお伺いをいたします。

次に、大綱の4点目は、教育問題について教育長にお伺いをいたします。教育基本法の意義を踏まえ、本年度より新しくなった小学校の教科書に学習指導要領の範囲を超える発展的な学習内容が盛り込まれ、4年前の改定で削減された学習要領が復活し、中学校も来年度から登場することで、学力を重視するゆとり教育を方向転換しようとする文部科学省での姿勢が鮮明になったと言われております。高等学校では、昨年度から取り組んでいます学習内容の3割削減と総合学習の導入、完全5日制を柱としたゆとり教育のスタートから3年が過ぎ、ゆとり教育で子供の意欲や環境がどう変わったか、ゆとり教育という言葉に疑問がありましたが、教える内容は減ったが、限られた授業時間の中で教科書の内容を教えるだけで精いっぱいなのに、とてもゆとりはないと現場ではと言われております。

そこで、美唄市内の小、中、高の子供たちを通して、教育長はどのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

1つは、発展的な学習内容についてであります。

2つは、ゆとり教育のあり方についてお伺いをします。

3つは、教育政策の猫の目変化の考え方についてお伺いをいたします。

4つは、学習指導要領の考え方について教育長にお伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 矢部議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、担い手と集落営農についてであります。品目横断的経営安定対策の担い手の要件である経営規模が10ヘクタール以上の農家戸数は、11月時点で404戸となっております。また、集落の農地が少ないなど、規模拡大が困難な地域につきましては、都道府県知事の申請に基づき経営規模要件が基本原則の64%を下限として緩和されますが、この特例が適用となった場合には経営規模は6.4ヘクタール以上となり、565戸の農家が担い手になるものと推計しております。現時点で担い手の要件を満たしていない小規模農家につきましては、所得による特例要件に該当した場合、また集落営農に参加することで担い手になれることから、農協など関係団体と連携して制度内容の周知などに努めるほか、農業者の意向をもとに集落営農等へ誘導するなど対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、集落営農についてであります。いまのところ担い手の基準に該当する営農組織はございませんが、一定の要件が整えば担い手になれることから、このことにつきましても農協など関係団体と連携して育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、品目横断的経営安定対策及び生産条件格差是正対策についてであります。この対策は担い手を対象に経営全体に着目した対策に転換するもので、「ゲタ対策」と言われる諸外国との生産条件格差を是正するための対策と「ナラシ対策」と言われる収入の変動の環境を緩和するための対策となっております。

す。

諸外国との生産条件格差を是正するための対策は、担い手農家の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補うもので、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目が対象となっております。

具体的には、小麦や大豆など品目ごとに設定される面積当たりの単価に過去3年間の平均生産面積を掛け合わせた金額を交付する「過去の生産実績に基づく支払」と、品質に応じて設定される数量当たりの単価に当該年の生産量を掛け合わせた金額を交付する「毎年の生産量・品質に基づく支払」の2つで構成されており、この2つの合計金額が毎年担い手に交付されます。

また、収入の変動による影響緩和のための対策は、担い手農家の販売収入が低下した場合に実施されるもので、前段申し上げました対象品目に米を加えた5品目がこの対象となっております。

具体的には、品目ごとの当該年収入と過去3年間の平均収入の差額、たとえば米の収入が平均収入を下回った場合、その差額の9割を補てんするもので、これが米、麦、大豆の3品目であれば品目ごとの差額を合算、相殺し、9割分が補てんされます。

なお、この対策は国と生産者が3対1で拠出した積立金の範囲内で実施されるもので、加入する場合には対象5品目のうち生産・販売するすべての品目について加入することとなります。

次に、観光行政について、観光に対する認識についてであります。観光や仕事で美唄に来られた方が好印象で帰られ「また来た

い」という満足感を得られるように努力していくことが観光振興に重要なことと考えております。宮島沼やアルテピアッツァ美唄、さらにはゆ〜りん館やパークゴルフ場がオープンしたことで市外から多くの方が美唄に来ていただくようになり、施設の整備に加え宿泊施設や飲食店をはじめ、立ち寄る店舗やタクシーなど関係者はもちろんのこと地域の皆さんのホスピタリティーの意識を高めていくことがますます重要になってきていると考えております。

このため、観光物産協会を中心として観光客の受け入れに向けた意識の向上のため、全市的な環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、観光産業についてであります。交流拠点施設やパークゴルフ場がオープンし、市外から来られる方がふえることで観光消費額も増加し、これによる経済波及効果も高まってきております。食材や飲み物、お土産品の納入などといった関連する産業のすそ野が広い観光産業は、本市の経済の活性化に寄与しているものと考えております。

地域や経済の活性化に重要な役割を果たす観光産業をより大きく育成するため、市民をはじめ、建設、商業、農業など、あらゆる業種の方が観光産業に対する認識を高めるとともに、観光産業を支える人材の育成や関連産業との関連を深めるなど積極的な取り組みが大切であると考えております。

次に、交流拠点施設周辺の今後の考え方についてであります。交流拠点施設ゆ〜りん館につきましては、来年度から指定管理者制度を導入することで考えております。

また、周辺のパークゴルフ場や体験交流施設、テニスコートや野球場等、各施設につきましては、施設の充実に努めるとともに、効率的で効果的な管理運営のため、関連施設との連携を図りながら指定管理者制度の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、平成16年度の市内観光客の入り込み状況は、約42万人となっております。

なお、交流拠点施設の利用者数は、オープン以来、本年11月末で約66万7,000人でございます。

パークゴルフ場につきましては、美唄市の新しい交流の場として3万人を超えるご利用をいただきましたが、利用者の要望や意見等につきましては、来年度オープンに向けて検討させていただきたいと考えております。

次に、本市には宮島沼やアルテピアッツァ美唄をはじめ、炭鉱の産業遺産など、自然や歴史を生かした美唄らしい特色のある観光資源が多くあり、大部分の方がマイカーや観光バスあるいはゆ〜りん館のバスを利用しておりますので、こうした観光資源を線で結ぶため、案内看板の整備のほか、パンフレットやルートマップの配布など、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザについてですが、従来のインフルエンザはインフルエンザウイルスによって人から人へ感染する病気でありましたが、これまで人に感染することのなかったインフルエンザウイルスがその性質を変え、人へも感染するようになり、さらに人から人へと感染するようになるインフルエンザが新型インフルエンザと呼ばれております。

現時点では、国内、諸外国において新型インフルエンザの発生はございませんが、今後世界的に流行する可能性について危惧されているところでございます。

しかしながら、新型インフルエンザに性質を変えることが懸念されております鳥インフルエンザの発症につきましては、平成15年12月以降、タイ、ベトナム、インドネシアなどの東南アジアにおいて鳥から人への感染が認められ、これまでに125人が感染し、64人の死者が出ておりますが、人から人への感染については確認されていないと報告されております。

次に、新型インフルエンザ対策についてですが、本年5月に世界保健機構において世界インフルエンザ事前対策計画が改定され、世界保健機構及び各国の対応が示されたところでございます。

我が国においては、新型インフルエンザの発生及び蔓延を防ぐため、本年10月に新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしました。これに基づき、道においてもすでに設置されている感染症対策本部を中心に対策マニュアルを策定中と伺っております。

本市におきましては、国や道の動向を踏まえ、感染症対策の専門機関である保健所と連携を図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、抗インフルエンザウイルス薬タミフルにつきましては、通常のインフルエンザに対応する分とは別に、新型インフルエンザ対策として国と都道府県において備蓄を予定していると伺っております。

なお、農家戸数及び農家経営者の年齢については経済部長から、インフルエンザワクチンの接種状況については病院事務局長からそれぞれ答弁をいたします。

●議長長岡正勝君 経済部長。

●経済部長酒巻 進君 美唄市内の農家戸数について、農家経営者の年齢についてにつきましては、私からご答弁をさせていただきます。

農家戸数についてであります。農業委員会の農家基本台帳による農家戸数は、平成14年度が1,049戸、15年度が1,029戸、16年度が1,008戸、17年度が11月現在で941戸となっております。

次に、経営主の年代別農家戸数についてであります。30歳代は57戸、40歳代は196戸、50歳代は350戸、60歳代は183戸、70歳以上は140戸となっております。

●議長長岡正勝君 病院事務局長。

●市立美唄病院事務局長吉田 譲君 市立美唄病院におきますインフルエンザワクチンの接種状況につきましては、私の方からご答弁をさせていただきます。

10月の広報紙メロディーで市民の皆様に接種についてのお知らせをいたし、内科746名、小児科501名、合計1,247名の申し込みがあり、11月中旬には内科、小児科とも受け付けを終了しております。

接種ワクチンは、「Aソ連型」や「A香港型」などに効果のあるワクチンで、これまでに内科630名、小児科397名、合計1,027名の方が接種をされております。

なお、現在までに内科で3名の方がインフルエンザウイルスの検査を受けられましたが、

そのすべての方が陰性であり、インフルエンザの発症は確認をされておられません。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 矢部議員のご質問に順次お答え申し上げます。

初めに、発展的な学習内容についてですが、現行の学習指導要領ですべての児童生徒が共通に学ぶ内容が厳選されたことを踏まえ、児童生徒が理解をより深めたり、興味、関心に応じて学習を広げたりすることができるよう、教科書にも「発展的な学習内容」を記述できるようになりました。小学校では平成17年度から、中学校では平成18年度から使用される教科書にそれが記載されることとなります。ただし、教科書は指導要領に示された内容を確実に定着させることを主眼とするものであること、そして「発展的な学習内容」はすべての児童生徒が一律に学習しなければならないものではないことから、この記述については他の記述と明確に区分することや分量制限などの条件のもとで記述が認められております。

また、この「発展的な学習内容」につきましては、各学校において児童生徒の実態に応じた適切な取り扱いがなされることが大切であると考えております。

次に、ゆとり教育についてですが、学校週5日制の導入に伴う学習内容の厳選や授業時数の削減及び国際学力調査等の結果から、学力が低下傾向にあることが指摘され、ゆとり教育に対する批判的見解もあるところでございます。

学校週5日制の趣旨は、児童生徒の家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、児童

生徒に社会体験や自然体験などのさまざまな活動を経験させ、みずから学び、みずから考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことであります。この学校週5日制の趣旨を十分踏まえ、家庭におきましては基本的な生活習慣を身につけさせること、学校においては各学年で身につけさせなければならない基礎、基本を確実に習得させることなど、それぞれが持つ機能を生かし、責任を果たしていくことが大切であると考えているところでございます。

次に、教育改革についてであります。昨今教育の進むべき方向が揺れ動いている、または教育改革の軸足がぶれているという声も聞かれますが、教育委員会及び学校は何が教育の本質であるのか、いわゆる「不易」と「流行」をしっかりと見きわめ、責務を遂行していくことが大切であると考えております。いずれにいたしましても、地方分権に伴い義務教育の直接の実施主体である市町村や学校の主体性が尊重されると同時に、地方の責任及び役割が一層大きくなっていくものと考えております。

次に、学習指導要領についてであります。学習指導要領は学校が全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各教科等の目標や内容が定められている基準であり、現行の学習指導要領においては地域や学校の打ち出す特色に対応できるよう、指導内容の大綱化や弾力化が図られております。

いま求められている確かな学力とは、知識、技能のみならず、みずから学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などを含めたものであること

から、各学校においては個に応じた指導の充実を図るとともに、社会体験や自然体験などの体験的な学習を取り入れるなど、指導方法や指導体制の工夫改善に努めているところでございます。

●議長長岡正勝君 12番矢部正義議員。

●12番矢部正義議員 自席から再質問させていただきます。

初めに、農業の問題であります。農家戸数であります。答弁によりますと、農家戸数は年々減少傾向にあるわけでありまして、現在の農家戸数は平成14年1,049件、いま現在941戸、約10%、100戸以上の方が離農している。いわゆるこれだけ減少している状況にあるわけであります。さらには、来年度より品目横断的経営安定対策などの取り入れが導入され、平成19年度から実施されるわけでありまして、こうなりますと、なお農家戸数が削減されていくのではないかなと、こう思っております。美唄市の基幹産業の農業がどんどんと衰退していく様子がはっきりとわかってくる状況にあります。農業を守るために近代化や経営基盤の確立などの施策の展開を図るとともに、農業従事者の高齢化や後継者問題への対応が、これは十分に必要ではないかなと、こう思っているわけでありまして、美唄市の基幹産業を守る上での今後の取り組みについて、将来像がどうなるのか、市長の考えをお伺いいたします。

2つ目は、担い手と集落営農の実態でございます。まず担い手についてでございますが、美唄市の大規模担い手農家の数は、現時点で404戸と答弁いただきました。担い手の要件がそろった農家に対しては、経営安定対策

骨子の助成として一定規模の耕地面積を持つ農家に絞ると、こう言われております。

また、規模拡大が困難な地域においては、64%の特例措置として認めるということでございますが、実際に6町4反まではこの担い手としての対応に含まれるということになると思うのです。そうなりますと、網をかけますと565戸がその対応になる。そうすると、先ほど言いましたように、九百何ぼしかいまございませから、約6割、これが対象に含まれるわけでありましたが、残りの360~370、この零細農家、小規模農家、これが網から外される状況になるわけであります。国は、担い手農家を集約することで生産調整がしやすくなる利点もあると思いますが、農家はたまったもんじゃないと思うんですよね。

そこで、美唄市はこのような小さな農家を安心して農業が続けられるような取り組みを模索しなければならないと思うわけですが、担い手の考え方についてはある程度説明でわかりました。

しかし、いま言いましたように、集落農家、これに取り組む状況をしっかりと取り組んでいかなければならない。いまほど申し上げた美唄の農家を支えてきた農家は、昔から先祖より地道に今日まで地域や農地を守ってきました。そういう零細農家でありますし、美唄市の農村集落の歴史ははかり知れないものがあると思うのです。また、農地は水環境や水害対策、また景観など、貴重な地形を守ってきたとも言えるわけであります。

いまの農業現状を考えると、生産と生活の基盤が乱れ、集落そのものが存在意義がなくなってしまう、失われてしまうんじゃないか

なと思われます。いまこそ個別農家をより観光農業として新しい考えのもと、創意工夫をしながら知恵を出し、零細農家を育てるものではないでしょうか。小さな農家こそ小回りがきき、小さくても高収入のある農作物やブランド商品、また高付加価値を高めた取り組みができる、そういう農家ではないかと思えます。行政として、また農協、普及所などが連携し、育成するとはいうものの、こういう農家に対して小まめに指導していかなければならないと思いますが、美唄市は今後このような小さな零細農家の育成について、どう対応していくのか、いま1度市長の考えをお伺いいたします。

3つ目は、農業の経営主の年齢についてお伺いいたしました。農業に従事する人たちは、高齢化がどんどん進んでおります。特に60歳以上の年齢を占める割合が高いわけあります。農家には、一般的に定年という制度はありません。会社員や公務員のような60歳前後の年齢になったからといって、いままでの仕事をやめ、悠々自適な生活を送ったり、別の職場で第2の人生を歩む人は余りいないと思います。働ける間は、何歳になってもずっと働き続けられるのが農業の大きな特徴だと思います。また、働き通すことで生きがいとする人々もたくさんいるわけであります。土地を耕し、土とともに生活し、土に戻る農家が伝統的な生き方で、理想の生き方でないでしょうか。

ある本を読ませていただきましたが、その中に「死に光」という言葉がありました。この言葉は、死に際が光するという意味でもありますし、死に花を咲かせるという意味にも使

われるわけであります。農村で豊かな老後を過ごすことは、人生で最もすばらしい生活を送ることだと思います。あくまでも個人の価値観や生き方の問題ですが、老後の楽しみ方を自分で設定し、自分で決めて、定年を迎えるまで一生懸命に働き続ける、これがすばらしい生き方を指すものだと思います。農業を生きがいとしている高齢者に対して、市長はどのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

次に、経済問題についてお伺いをいたします。

観光の位置づけと地域産業については、ある程度理解をできましたが、交流拠点施設周辺の今後の考え方についてお伺いをいたします。

美唄市の観光は、交流拠点施設が中心で、美唄の核として取り組むことであると思います。ゆ〜りん館も約2年がたち、観光客が訪れ、入場者数も66万7,000人以上が入場されたと聞いております。大変すばらしい結果でないかなと思っております。

また、ことしの5月にパークゴルフ場がオープンし、3万人の方が楽しくプレーをしたと聞いております。このパークゴルフ場は、近隣の市町村と違う、隆起あふれる、変化に富んだゴルフ場で、愛好者から大変喜ばれ、楽しいプレーができると評判で、土日は管外からの観光バスも連ね、団体で客が来ます。温泉との相乗効果もあり、交流拠点施設としては大変機能を発揮しているのではないかなと思っております。

そこで、ゆ〜りん館の入場者は単純に割ると1日900人以上が訪れている状況になるわけ

であります。しかし、その中に混雑に紛れ込んで不心得者がいるということを聞いております。無料で入場をする、市民の中にいると聞いております。私もその人から自慢話を聞いたことがあります。本人からです。入館システムの見直しなども今後考えなければならぬのではないかなと思っております。

また、パークゴルフ場の件でございますけれども、5月にオープンし、3万人のプレーヤーが訪れ、楽しく過ごしているわけですが、ことし1年を振り返ってみて、反省すべき点、改善すべき点があるかと思ひます。この件についても、やはり混雑に紛れた不心得者がいるようであります。途中よりコースに入り、無料でプレーをする人がいる、そう聞いております。受け付けをすることで名前と腕章が渡されるわけですが、それは1チームに1名だけあります。他のプレーヤーは何もつけていない。だから一般者の中からそういう無料で入る人が出てくる。区別が付きづらい、そういうことも懸念されます。正直者がばかを見るようなことなく、公平に扱うべきであります。市長の考えをお伺いいたしたいと思ひます。

次に、福祉問題についてお伺いをいたします。

いまほど新型インフルエンザの件について説明をいただきました。東南アジアでは、高病原性H5N1型鳥インフルエンザの流行は依然として抑制されておられません。ことしの夏以降は、渡り鳥によって運ばれてきたウイルスが中央アジアから中東アジアや欧州まで感染地域を拡大していると言われております。患者のほとんどは、鳥から人への偶発的なウ

イルス感染によるものであり、インフルエンザの遺伝子は依然変異が頻繁に起こるため、鳥の間での感染伝播や人への感染事例が続く限り、鳥のウイルスが人型ウイルスに変化する可能性はふえると思います。そのことから、新型インフルエンザとして幅広く大流行すると強く言われておりますが、あくまでも病気としてのインフルエンザという呼吸器疾患であり、従来の新型インフルエンザより大きな健康被害が起きる可能性があるわけでありませ

す。これらの予測は、あくまでも現時点で感染する可能性が高いと言われておりますが、しかしいつどこで起こるか予測は不可能であります。このため、当面国内に持ち込まない対策として、政府は鳥インフルエンザを安全保障上の脅威と受けとめ、世界保健機関、WTOへの支援したと報道されておりますが、日本に近いアジアでは、人の発症例が集中していることから、重点的な支援が必要と判断されていると思われま

す。具体的には、抗ウイルス薬タミフルやインフルエンザ検査キット、また防疫服の供与やワクチンの接種、プログラム普及技術協力など、専門家も海外へ派遣要請するように言われております。美唄市は、鳥をイメージした自然のまちでありますし、渡り鳥が、春と秋には6万羽のマガンやハクチョウが飛来をいたします。また、焼き鳥のおいしいまち、鳥めしもおいしい自然で環境にやさしいイメージのまちでもあります。せっかく積み重ねたこのイメージが一瞬にこの件によって崩れてしまいます。ラムサール条約の宮島沼を市民とともに守るためには、早々と調査をしてダメージが出な

いような、そんな取り組みが必要でないかと思

います。新型インフルエンザの件は理解をいたしました

が、市民への不安を持たせない報告をすべきと思

います。答弁では、新型インフルエンザの件で国や道の動向を踏まえ、保健所との連携を図るとともに、全道一斉に流行したとすると、タミフルワクチンが奪い合いになり、ますます不安を仰ぐ原因になると思

います。国内は、2,500万人が感染する予想を立てて、1,500万人分のタミフルワクチンを備蓄したと国は言

っております。道は、医療機関やメーカーに民間流通在庫400万人分、備蓄の確保をしたと言

われております。美唄市は、予算がないのかどうか知りませんが、道の指導を待つ、これでは市民の安全を守る意思が見えてこ

ないと思

いますが、市長はこの問題に対してどのような考えをお持ちなのか、いま1度お知らせ

いただきたいと思

います。

最後に、教育問題について教育長にお伺いをいたし

ます。学力テストの状況調査が行われたわけでありま

すが、道教育委員会は独自に学力テストを行った結果、小中学校の学力状況が全国平均より7割から4割も低かった、こ

う発表されてお

ります。内容によりますと、小学校は国語、算数、中高校は国語、数学、英語のテストが実施状況調査でありま

した。北海道の児童生徒の回答率が低いと言われてお

りますし、この結果を分析したら、思考力や表現力が低下しているとのこと

であります。最近の子供は、本を読まない傾向にあり、パソコンを重視して理解を広める読解力の表現が不足

しているよう

な感じもいたし

ます。ゆとり教

育で学力が低下したとは思えませんが、予想外の結果が出たのは実際事実であります。このことを踏まえて、学校現場は反省、努力して、基礎、基本をしっかり身につけ、読解力や計算力の不足、また学習習慣などの分析をする。しかし、学力競争を過度にあおるものではないと思います。

また、学校では朝食を必ずとることで子供の体力的に生活習慣病を防ぐ。子供のころからそういう準備をすることが必要であると思います。体力の増強や健康な体になることで想像力が生まれる、勉学に励みも出てくるとだと思えます。学校現場では、子供たちに授業を教えるだけでなく、他の仕事、PTAの仕事とか連絡、教育関係の仕事が多過ぎて、子供たちに対して十分身が入らないのではないかなと、こんなことも思います。担任教師と一般教師とは区別はできないものの、仕事の分担はできるのではないかなと思います。

また、中学校は3年間という短い期間でもあります。授業が盛り込まれておりますが、義務教育を一連的に見るのではなく、中学校の課程では授業時間の確保のために長期休暇のあり方について考える必要があると思えます。夏休み、冬休みの短縮を学校長の裁量権で決め、市の教育委員会が認めることによって学習時間をとれるものと思えます。この環境を整えることが発展の一環ではないかなと思えますが、教育委員会として考えることがあれば教育長の所見をお伺いいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 矢部議員の質問にお答えします。

初めに、農家戸数の減少等に対応した対策

についてであります。農家戸数は60歳以上の高齢農家が約3割を占める状況にあることから、今後においても減少していくことが予想されます。このため、農業の担い手の育成や農地の流動化対策などに早期に取り組みまして、農家戸数の確保に努め、本市農業の振興を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

次に、小規模農家等の対策についてであります。地域農業は大規模農家や小規模農家などさまざまな農業の担い手が生産活動を行いまして、農地、農業用水等の保全管理を地域ぐるみで支えてきております。しかし、担い手の減少や高齢化が進む中で品目横断的経営安定対策の導入によりまして、大きな転換期を迎えようとしております。このため、市としましては、担い手や小規模農家など地域関係者の十分な協議と合意形成による一層のコスト削減や生産の効率化などを推進していくことが必要であると考えておりまして、関係機関、団体が連携し、担い手づくりや地域営農システム化、さらに小規模農家対策などに取り組む推進組織の設置に向けた検討を進めているところでございます。

次に、美唄の農地というのは、多くの先人の並々ならぬご労苦によってつくり上げられたものでありまして、今日まで農業を通して地域経済の振興に果たしてきた役割というのは本当に大きなものと心から敬意を表しております。このような歴史的な認識に立ちまして、今後農業行政に取り組んでまいりたいと考えておりまして、高齢者、そして小規模農家でありましても、農業を続けていくことができる、そのような環境づくりに十分配慮し、

関係機関、団体と検討を重ねてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 矢部議員の再質問にお答えを申し上げます。

学力向上についてでございますけれども、各種学力調査の結果を受けまして、北海道教育委員会はその分析及び指導上の改善点等の公表を行っております。その中には、「基礎・基本の定着を図る指導の徹底」「学習意欲を高める指導の充実」「学習習慣や基本的な生活習慣の育成を図るための家庭との連携の充実」などが必要であるという見解が示されております。これらのことを踏まえまして、本市におきましては現在児童生徒に基礎・基本の確実な定着を図るための指導方法として、個別指導やグループ別指導、チームティーチングや習熟度別学習を取り入れるなど、個に応じた指導の充実を図っているところでございます。

また、指導目標を明確にし、児童生徒のよい点や進歩の状況を適切に評価するとともに、体験的な学習を取り入れたり、教材、教具の工夫改善を行うなど、児童生徒の学習意欲を高める授業改善に各学校は積極的に取り組んでいるところでございます。

さらに、発達段階に応じた学びを実現するためには、家庭での基本的な生活習慣の定着は欠かせないことから、保護者会等の機会を積極的に活用し、家庭と学校との連携強化に努めているところでございます。

このような日常的な取り組みのほか、児童生徒の学習状況に応じて長期休業中に補修授業や個別指導を実施する学校もあり、学力向

上に向けたさまざまな取り組みがなされているところでございます。

児童生徒に「生きる力」の知の側面である確かな学力を育成することは非常に重要なことであり、今後ともさらに各学校における指導の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 矢部議員の質問に答弁漏れございましたので、再度私から答弁をさせていただきます。

ゆ〜りん館とパークゴルフ場についてであります。ゆ〜りん館では不正に入館することのないよう努めているところでございますが、今後込み合っているときには特に注意を払うなど対応してまいりたいと考えております。

また、パークゴルフ場での不正な入場につきましても、ご指摘のようなことが起こらないよう、来シーズンに向けて対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザの発生時の庁内体制についてであります。これまでも庁内横断的な取り組みの重要性につきましては十分認識しているところでありまして、新型インフルエンザの発症等は市民の生命や安全にかかわる重大な課題であることから、全庁的に連携した体制のもと、対応等に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、薬品につきましては、国及び道と十分協議をして対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

9 番長谷川吉春議員。

● 9 番長谷川吉春議員（登壇） 平成17年第4回定例会に当たり、大綱4点について市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、本市農業の現状についてであります。農水省が10月27日に決めた品目横断的経営安定対策は、これまであった畑作物の品目ごとの価格安定対策を廃止し、一握りの担い手に絞って所得の減少に対する補てんを行うというもので、そのねらいはWTOを絶対視しての完全引き下げと輸入拡大を大前提に生産を刺激しない、つまり生産をふやさない政策体系に移行することです。さらに、WTOという外圧を利用して補助金を削り、農家を生産から締め出して構造改革を無理やり押し進めるものであります。多くの生産者からは、これではうちでは担い手の要件を満たすことができないとか、これがやられたら地域が崩壊するとか、あるいは品目横断的経営安定対策で経営が守れるのかと、そうした声が至るところから聞こえてきます。

一方、政府の規制改革、民間開放推進会議は、農地制度とJAの経済信用共済事業の分離分割を含めたJA改革を中間報告に盛り込もうとしています。本市には、平成11年に策定した農業・農村発展ビジョンがありますが、その当時と比べ農業をめぐる環境は大きく変わっています。本市の基幹産業である農業が衰退するなら、本市経済にも大きな影響が出てきます。本市農業の現状について、具体的にお尋ねいたします。

1点目は、本市の今年度の農産物の作況についてであります。夏の初めには異常な低温が続きましたが、その後気候が順調になり、

作柄も何とか持ち直したと聞いていますが、主な農産物の作柄はどうだったのかお聞きいたします。

2点目は、集荷円滑化対策、つまり過剰米の現状についてであります。全国的な米の作況は101となり、北海道空知は109となって、本来なら生産者は豊作を喜ぶところですが、昨年からはまった米改革で予定生産量をオーバーした米をわずか1俵3,000円で処理されるということですが、その内容について、また本市での現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

3点目は、本市の農業発展の基本方向についてであります。いま農家の人たちは後継者問題、再生産に見合わない農産物の低価格、豊作を理由に豊作でない農家からもらいや応なしに1俵3,000円で9%分の米を出さなければならないなど、さまざまな困難に見舞われて、多くの生産者は将来に明るい展望を持ち切れないでいます。厳しい農業情勢の中で、本市の農業を発展させる基本的な方向をどのようにお考えなのかお聞きいたします。

4点目は、遺伝子組換え作物についてであります。私は平成12年第1回定例会においても遺伝子組換え作物の危険性や生産者に与える影響について指摘をしてきました。その当時は、アメリカでも消費者団体や環境保護団体、農民団体などの反対運動が大きく広がりつつある時期でした。我が国内では、漠然とした不安はあるものの、その弊害については余り知られていませんでした。現在環境汚染などさまざまな形でその弊害があらわれ、80%以上の人が不安を持っています。遺伝子組換え物を規制する道の条例がどのようなになってい

るのか。また、本市では作付が行われたことがあるのかお尋ねいたします。

大綱質問の2点目は、福祉行政についての福祉灯油の問題ですが、ことしもいよいよ冬本番となりましたが、暖房用の灯油の値上がりが低所得者にとって生活を大きく圧迫するものとなっています。とりわけ高齢者、障害者、母子世帯にとっては、灯油の値上がりは大きな打撃です。本市では、昭和56年から福祉灯油の制度を実施してきましたが、その実施の内容、条件、実施年度ごとの事業費についてどのようになっているのか。また、その制度が現在どうなっているのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、自立推進計画での説明会における市民の意識についてであります。10月に実施したまちづくり地域懇談会、いわゆる市民説明会の開催状況について、その回数、参加者と参加した市民からの意見や質問などがどのようなものであったのかお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、南美唄地域の施策についてであります。南美唄地域は本市の人口の約1割が居住する一定のまとまりを持っている地域であります。炭鉱離職者とその家族が多く、また高齢化も進み、高齢化は40%になろうとしています。それだけに、自分たちの住んでいる地域が将来どのようになっているのか、市としてどのように考えているのか関心が持たれています。

具体的にお聞きいたしますが、その1点目は福祉会館の建設についてであります。現在使用されている南美唄生活館は、年間の利用者が1万数千人にも上り、地域の人たちに

とってのさまざまな人たちの交流の場であり、文化活動の場でもあります。しかし、老朽化が進み、また使用上にもさまざまな支障を来しています。福祉会館の建設については、連合町内会からもたびたび要望書が出され、私も議会でたびたび要望してまいりました。これまで自治会組織との協議も重ねてきておりますが、その経過と会館建設の時期などについて、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

2点目は、共同浴場についてであります。この建物は建築後二十数年たち、かなり老朽化が進んでいます。また、ボイラーなどの設備もいつ大きな故障が起きるかわからない状態です。市としては、現状をどのようにお考えなのか。また、浴場の今後について建てかえの計画をお持ちなのかどうかお聞きいたします。

3点目は、南美唄出張所の今後の見通しについてであります。南美唄地域の人たちは出張所が廃止され、または郵便局に業務委託になるのではないかとさまざまな憶測が地域でうわさされて、住民の不安が生じています。出張所の今後の見通しについてお聞きいたします。

4点目は、下水道の普及についてであります。本市での下水道整備計画が進み、南美唄地域でも具体化されようとしています。この地域は三井鉱山の土地であるだけに、工事負担金との関係で地代金にどのようにはね返ってくるかなど、地域住民にとっては大きな問題です。南美唄地域の下水道整備計画がどのようになっているのかお尋ねいたします。

5点目は、市営住宅の建てかえについてで

あります。現在南美唄には、48戸の市営住宅がありますが、築後40年近くなり、老朽化が進んでいます。建てかえの計画があるのかどうかについてお尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、本市農業の基本的な方向についてであります。本市農業は食料・農業・農村基本計画に基づき国の農政改革が進められるなど、大きな転換期を迎えております。こうした改革に立ちおくれることなく、本市の地域経済の牽引する基幹産業として足腰の強い農業として発展していくために、生産基盤や経営基盤の整備をはじめ、消費者に信頼される安全、安心な農産物づくりを進めるとともに、野菜や花きなどを導入した経営の複合化による体質強化と安定化を図ってまいりたいと考えております。

また、地域農業を支える担い手や農業生産法人等の育成確保に努めるほか、地域や農業者みずから加工や産直販売などのアグリビジネスや都市と農村の交流など、創意と工夫を凝らしながら主体的に取り組むことのできる農業・農村づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、遺伝子組換え作物についてありますが、来年1月1日から施行される「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」では、「遺伝子組換え作物の開発等にかかわる産業活動と一般作物の農業生産活動との調整を図る」ためのルールを定めております。内容といたしましては、開放系の一般栽培の場合は知事の許可制とし、試験

栽培についても知事への届け出制としたほかに、交雑混入を防止する措置や交雑の有無を確認するモニタリングの措置、栽培試験計画などの説明義務を明記し、さらに知事の栽培中止命令などの権限を定めており、このことから遺伝子組換え作物の栽培に関する制約につきましては、国よりも道の方がハードルは高くなっております。

なお、本市におきましては、農協の調査によりますと、遺伝子組換え作物の栽培実態はなく、また今後におきましても栽培する計画はないものと伺っております。

次に、地域懇談会について、市民説明会の開催状況についてであります。10月に実施したまちづくり地域懇談会は、「自立推進計画」並びに「美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画」の素案について説明するため、10月17日から31日までの日程で12回開催し、126人の市民の皆さんに参加をいただきました。懇談会の中では、医療体制の確保、学校統合の進め方、雇用対策や中心市街地の活性化などについての意見をいただいております。

次に、南美唄地域の施策について、初めに福祉会館の建設についてであります。会館建設に対する要望事項や課題整理、今後の進め方について、今年に入り3回にわたり地元関係者との協議を行ってきたところでございます。経過といたしましては、施設の建設場所、他の施設での複合的利用、利用者に対する交通アクセス及び具体的施設内容などについて検討を重ねてまいりました。現在までの協議といたしましては、新築を前提とし、建設場所は南美唄コミュニティセンター横の旧市営住宅跡地とする地元の要望があり、その

場所利用者の交通アクセスとしてバスの乗り入れについても検討してほしいとの考えが示されたところであります。また、施設規模、施設内容などにつきましては、現在地元と協議中であり、双方でさらに検討を加え、施設概要について詰めてまいりたいと考えております。

今後の予定としましては、地元要望を踏まえた施設のレイアウトの作成やそれに基づく概算設計のほか、建設にかかわる関連経費についての積算をし、早い時期に全体計画をまとめることとしております。

建設年度につきましては、出張所や各施設の今後のあり方も総合的に検討した上で、会館の全体計画や財源の見通しができた段階で決定したいと考えておりますが、いずれにいたしましても美唄21世紀まちづくりプラン後期計画期間の間で整備してまいりたいと考えております。

次に、共同浴場についてであります。南
美唄地区共同浴場は地域における住民の生活環境の改善を図ることを目的に、昭和58年から地元連合町内会に浴場の維持管理を委託し、運営してきたところであります。現状としては、少子高齢化や転出等により浴場の利用者が減少しており、さらに燃料費の増嵩等、浴場運営は極めて厳しいものと認識しております。

今後につきましては、地元連合町内会が指定管理者として運営することを予定しており、浴場の維持管理や修繕等の取り扱いについては協定書の中で確認し合い、適切な維持管理に努めるとともに、今後とも現在の施設の有効活用を行ってまいりたいと考えております。

次に、南
美唄出張所の今後の見通しについてであります。南
美唄出張所は昭和28年に現在地に設置しましたが、平成17年11月末現在、1,457世帯、2,675名に対し行政サービスを行っております。こうした中、平成13年から郵便局で行政の特定事務を取り扱えることとなり、すでに道内では10自治体が委託を行っております。こうしたことから、本市としては住民サービスの低下を招かないよう効率的な事務処理を行う視点から、現在郵便局への業務委託を検討しております。いずれにいたしましても、南
美唄出張所の今後のあり方につきましては、地域住民の理解のもと進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道の整備についてであります。平成18年度下水道事業の認可変更の中で南
美唄地区の整備面積の変更を計画して、人口の減少が予想される地区を計画から外すこととし、従来の117ヘクタールから61.4ヘクタールに面積を変更する予定でございます。

なお、南
美唄地区の工事着手につきましては、平成24年度を予定しており、着工から6、7年で事業を完了したいと考えております。

次に、市営住宅についてであります。本市の人口や世帯数の推移並びに既存公営住宅の状況や入居者アンケートの結果などを踏まえ、今後における少子高齢化に対応する公営住宅の有効活用を図ることを目的として、「美唄市公営住宅ストック総合活用計画」を策定しております。この中で南
美唄団地につきましては、入居者の意向などを踏まえ、現状のまま維持保全することとしております。

なお、農産物の作況及び過剰米の現状につ

いては経済部長から、福祉灯油については保健福祉部長からそれぞれ答弁をいたします。

●議長長岡正勝君 経済部長。

●経済部長酒巻 進君 今年度の主な農作物の作況について、過剰米の現状についてにつきましては、私からご答弁をさせていただきます。

今年度の主な農作物の作況についてであります。水稲はまだ調整は終了していないものの、収量は平年より上回るものと見込んでおります。このほか、軟白ナガネギが平年よりも倍増したほか、小麦、アスパラ、花き、ハスカップが平年を上回り、タマネギ、メロンはほぼ平年並みとなっておりますが、大豆は平年を下回るものと見込んでおります。

次に、集荷円滑化対策についてありますが、平成16年度から始まった「米政策改革」の中で豊作により発生した過剰米を主食用米とは区分出荷し、適切に処理することにより供給過剰による米価下落を防止する対策であり、10月15日現在における水稲作況指数が全国、北海道、空知支庁すべての段階で101を超えると実施されます。

具体的には、生産者は水稲作付10アール当たり1,500円を「米穀安定供給確保支援機構」に拠出し、集荷円滑化対策が実施されると、生産者へは区分出荷した過剰米に対し60キログラム当たり3,000円の融資が行われ、その後農協が過剰米を翌年の秋まで適切に区分保管等をする、生産者に対し60キログラム当たり3,000円が助成されます。

次に、本市の状況についてありますが、作況指数は全国で101、北海道及び空知がそれぞれ109となったことから、この措置が実施さ

れており、市内3農協合計で2,237トンが過剰米として集荷されております。

●議長長岡正勝君 保健福祉部長。

●保健福祉部長安田昌彰君 福祉灯油につきましては、私からご答弁させていただきます。

福祉灯油についてであります。支給対象につきましては生活保護を基準とした一定の所得以下の70歳以上の独居等の高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯等であり、また過去の支給世帯数と決算額につきましては昭和56年度は353世帯に対し255万円、57年度は347世帯に対し274万円、58年度は391世帯に対し239万円、59年度は355世帯に対し214万円、60年度は379世帯に対し209万円、61年度は349世帯に対し122万円、平成2年度は359世帯に対し183万円となっております。

なお、平成3年度以降は事業を実施しておらず、その後事務事業の見直しを行い、本制度を廃止しております。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 この場から何点かについて再質問させていただきたいと思います。

最初に、過剰米の問題であります。このことでは生産者の中に大変な問題がいま引き起こされているわけです。生産者個々に見れば、反収に違いがあっても、一律に区分出荷しなければなりません。たとえば平年作の農家では、作付面積に応じて9%分の米を1俵3,000円で出荷しなければなりません。そうならば、そこに生じた不足分については違約金を払わなければならない、そうした事態が起きてくるわけであり。109%に満たない農家にとっては、まさに踏んだりけったり、こうした状況にあるわけです。

本年産米の生産者手取り価格が1俵1万円の確保さえ危ぶまれている中で、農家にとっては深刻な状態です。現在政府の備蓄水準が16万トンを下回っている状態であり、過剰米とされる9万トンを買ひ上げることは政府の責任であって、その費用はわずか225億円です。一方、毎年77万トン輸入しているミニマムアクセス米の在庫は170万トンまでにふえて、その管理に係る経費が100億円かかっているわけです。輸入しながら減反と過剰米処理を行っている小泉構造改革、米改革は日本の農業存亡の危機に追い込んでおります。国は、備蓄米の古米などを加工用に抛出して、その分を国が買い取るなど、国が責任を持って対応するよう国に働きかけることが必要だと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

また、市長のもとに農民協からの要請書が届いていると思いますけれども、その内容をどのように受けとめて、どのように対応しようとしているのかお聞きいたします。

次に、遺伝子組換え作物についてありますが、先ほどのご答弁では一般作物の作付は道知事の許可制になっているとか、道の基準は国の基準より厳しいというご答弁でした。しかし、それで安心できるのかというと、私は決して安心できないと思っております。国の農業政策が今後一層厳しくなることが十分予想される中で、農産物のコスト削減のために遺伝子組換え作物の規制の環境の変化も考えられます。外国の圧力も十分予想されることです。規制をもっと強化するように、国や道に働きかける必要があると思いますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

また、アメリカのモンサント社の裁判問題

からも、遺伝子組換え作物の弊害について生産者にPRして理解を深めることが必要だと思われませんが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、福祉灯油についてであります。暖房用の灯油の値上がりが深刻な問題です。北海道消費者協会の調査では、全道平均で1世帯当たりの年間使用料は1,864リットルで、全道平均の値上がり分は17円40銭となっています。私は、市内のガソリンスタンド数カ所に聞いたところ、美唄では平均して15円程度の値上がりで、老人世帯など家族構成が少ないため年間の使用料は1,500リットル程度とのことでした。それにしても、その計算でいくと年間2万2,500円の負担になるわけです。高齢者、障害者、母子世帯にとっては大変な負担です。道の補助制度や貸付事業もあると聞いておりますが、現在廃止になっている市の福祉灯油制度を復活して、低所得者対策として活用するべきだと思いますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、市民説明会ですが、地区懇談会がちょうど第3回定例会の決算審査特別委員会の日程と重なって、決算委員会の質疑が一定の時間的制約を受けるという中で行われたにもかかわらず、市民の参加が少なかったことは非常に残念なことだと思っております。私は、その理由については幾つかあると思いますが、これまでの自立推進計画の説明会での理事者からの説明がよく理解されなかったこととか、これまでの地区懇談会で出された市民の要望、意見が市政にどう反映されたのか全く見えてこない。意見や要望の言いっ放し、聞きっ放しという印象を市民が持ってい

るなどということもあります。そのことから、地区懇談会に対する関心の薄さがあるのではないかと思います。理事者側としては、参加者が少ない理由をどのようにお考えなのかお聞きいたします。

また、自立推進計画を市民に十分理解してもらい、市民と行政が一体となって計画を推進していく上で何を必要としているのか、今後どのように取り組もうとしているのかお聞きいたします。

次に、南美唄地域の問題についてであります。福祉会館についてであります。先ほどのご答弁ではできるだけ早い時期に建設にかかわる全体計画をまとめたいたいということですが、その時期について具体的に明示する必要がありますと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、下水道の整備計画についてですが、お聞きしたいことの1点目は、先ほどのご答弁では人口の推移によって人口密度が低くなることから、当初の計画である117ヘクタールから61.4ヘクタールに変更する予定とのことですが、整備面積を縮小して、その区域外に対してはどのようにするのかということでもあります。

2つ目は、南美唄地域の事業計画はいつ確定するのか。また、地域住民に対しての説明をどのように行うのかお聞きいたします。

南美唄地域は、高齢化が進み、高齢化率も40%になろうとしています。また、低所得者、年金生活者が多い地域でもあります。町内の人たちの間で水洗化についてはよく話題に上りますが、話されることは、こんなおんぼろ長屋、いつまで家がもつのかわからないのに、

水洗化してもしようがないとか、年が年だから水洗化しても長くは使えないという声が多いわけです。また、工事負担金が借地料、地代金にどのようにはね返ってくるのかということも大きな不安としてあります。私の知っている範囲では、ほとんどの人が水洗化しないようです。

そこで、お聞きいたしますが、南美唄と同じように低所得者の多い東明地区での水洗化がどのようになっているのか。また、整備計画には相当な事業費が必要としますが、水洗化率が低くなることが予想されることから見て、事業計画についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、市営住宅の建てかえについてですが、南美唄地域は高齢化が進み、また住宅の老朽化の問題や除雪の不便さなど、住民は将来に不安を抱えて生活しています。市として将来一定規模の高齢者にも配慮した集合住宅の建設が必要だと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問に順次お答えします。

初めに、集荷円滑化対策についてですが、この対策は「米政策改革大綱」に基づきまして、豊作により生じた過剰米については自己責任の考え方に沿って処理することを基本に、需要に応じた売れる米づくりを促進し、主食用米の価格の低下による農業経営の影響を防ぐため、実施される制度でございます。先般開催されました「経営所得安定対策等大綱説明会」におきまして、国としてはこの対策を次年度以降も実施していくとの説明

があり、市といたしましてはこの対策は的確に行われ、需給の均衡と米価の安定が図られることを期待しているところでございます。

次に、農民協から受理をしました要望書でございますけれども、これは「平成18年度美唄市農政と農業者に関する要望書」でございまして、この要請のありました内容につきましては現在検討を進めておりまして、緊急性の高いものから実施するよう努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、遺伝子組換え作物についてでございますが、道の条例では一般ほ場において開放系で栽培する場合は許可制としておりまして、地域関係者への説明会の開催を義務づけ、許可の取り消しや罰則規定などを明記しております。

また、交雑混入防止措置基準としまして、道内で実施した調査等データをもとに栽培の隔離距離は国の基準の2倍としております。

このような条件をクリアしなければ、遺伝子組換え作物は栽培できないこととなっているとともに、条例の来年1月施行後3年を経過あるいはそれ以前であっても、社会経済情勢の変化等があれば検討や見直しを行うこととしておりますので、この状況を見守ってまいりたいと考えております。

また、遺伝子組換え作物に関する勉強会の開催等によりまして、農業者への理解の促進に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、福祉灯油についてでございますが、支援を求める方につきましては、美唄市社会福祉協議会が実施する「たすけあい金庫」によ

る貸付事業や北海道社会福祉協議会で実施している「冬期生活資金」貸付事業の活用を図り対応してまいりたいと考えております。

次に、今回のまちづくり地区懇談会につきましては、市民の皆さんに自立推進計画及び美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画の素案を、この内容をご説明し、意見交換を行うことを目的に実施いたしました。参加数などから見て開催時期やテーマの設定、説明方法など改善すべき点があったと考えておりますので、今後におきましては市民の皆さんに、より関心を持って参加していただけるよう工夫してまいりたいと考えております。自立推進計画を実施していくためには、市民の皆さんの理解と協力が何より重要となりますので、今後ともまちづくり地区懇談会やふれあいトークなど、さまざまな機会を通して対話を重ね、情報共有を図りながら自立と協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉会館の建設についてでございますが、現在会館の施設規模などにつきまして地元との協議を進めております。いずれにいたしましても、会館の早期建設に対する地元要望を踏まえ、できるだけ早い時期に整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、下水道の整備についてでございますが、下水道区域から外れる地区につきましては、合併浄化槽での対応を検討しております。南美唄地区の事業計画につきましては、地域住民の意向を踏まえた上で平成18年度末に決定する予定であり、地元説明会は平成19年度の早い時期に行いたいと考えております。

また、東明地区の水洗化率は16年度末現在で29.9%となっております。この下水道の整備の事業効果につきましては、水洗化を進めることによる河川の水質改善や快適な生活環境の提供等につながるものと考えているところでございます。

次に、公営住宅の建設についてであります。南美唄地域は人口の減少とともに高齢化も進み、持ち家の老朽化をはじめ、核家族化や単身世帯の増加など、住民の居住に対するニーズも多様化する傾向にあると考えております。住宅建設につきましては、南美唄地域全体にかかわる課題でもあることから、関連する施策との連携も図り、地域的な現状を踏まえ、市民が安心して暮らせる住環境づくりについて研究してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 2点ほどお尋ねしたいと思います。

1点目は、品目横断的経営安定対策、これはいま非常に大きな問題になっているわけですが、これは全農家を対象にした麦作経営安定資金や大豆交付金など、畑作物の価格対策をすべて廃止して、基準を満たす担い手だけを対象にして支援すると、そういう内容であります。対象となる担い手は、個別経営では都府県では4ヘクタール以上、北海道では10ヘクタール以上の認定農業者、集落営農では20ヘクタール以上の特定農業団体、またこれと同様の要件を満たす組織、このようになっています。これを基準にすると、要件を満たす農家は全国的な平均で見れば10%程度となります。90%の農家の人たちは、担

い手から外されてしまうわけです。これでは、日本の農業は間違いなく衰退していくことになります。

現在小麦の麦作経営安定資金は、1俵60キロで約6,900円です。これに販売価格約2,300円加えて、9,200円が農家の手取りになっているわけです。一方、生産費は約8,500円、麦作経営安定資金がなくなって販売価格だけが農家の手取りということになれば、生産費の4分の1程度になるわけです。同じように、大豆の場合も大豆交付金がなくなれば農家手取りは生産費の4分の1、これではつくり続けていくことが到底できないわけであります。

ことしの3月の定例会で、市長からの市政執行方針の中で農業に関する部分を次のように述べられております。「環境保全型農業を推進するため、ハーブを利用した米づくりのフォーラム開催に対する支援を行うほか、米粉利活用の定着を図るため、学校給食への米粉製品の導入調査や加工事業者等による組織づくりを進めます。また、引き続き、ほ場整備などを推進し、生産基盤の確立に努めるとともに、農業生産法人の乾燥調製施設等整備への支援を行うほか、グリーン・ツーリズムへの取り組みによる都市生活者や消費者との交流促進し、地域農業の発展を図ってまいります」、このように市長が市政執行方針の中で農業の部分について述べられているわけです。

私は、この市政執行方針で美唄の農業が十分守られるとは思っておりませんが、この品目横断的経営安定対策が実施されれば、この市政方針さえ実現に重大な支障をもたらすものと思うわけです。いま全国から政府に

対して批判の声が寄せられています。政府は、これを小手先だけの修正で乗り切ろうとしておりますが、関税引き下げと輸入拡大、補助金を削って、農家を生産から締め出すという本質は何ら変わらないものであります。このような日本の農業を衰退させ、本市の農業と経済に重大な弊害をもたらす農業政策はやめさせるように、国に対して強く求めるべきだと思いますけれども、市長のご見解をお尋ねいたします。

2つ目は、福祉灯油の問題であります。先ほどご答弁いただきましたけれども、私はこの廃止された福祉灯油の制度を復活して、ぜひとも低所得者、高齢者に対する助成を行ってほしい、このように思っております。仮にその助成を行ったとしても、金額的にはそう大きな金額ではないわけです。先ほどのご答弁の中で、たとえば昭和61年349世帯に対して122万円ということであります。これは、市の単独事業としてやられているわけです。いまこの福祉灯油を実施した場合に、そうした市町村に対して道から半額の補助が出るわけです。私は、ガソリンスタンドの方で聞いたところ、昭和61年で灯油の価格が55円ということでした。いまリッター70円です。昭和61年に55円のときにこの制度を活用しているのにもかかわらず、70円の現在でそれを復活させ、活用できないという理由はどこにもないわけです。仮に道からの半額補助になれば、昭和61年のその数字から見れば、市の持ち出しとして約60万円という金額にしかないわけです。ぜひともこれを復活させ、低所得者に対する支援を行ってほしい、このことを市長としてもぜひとも再検討していただきたい、こ

のように思います。市長としてのお考えをお尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

品目横断的経営安定対策についてですが、小規模農家につきましては、集落営農に参加するほか、所得による特例要件に該当した場合は担い手になれることから、早急に制度内容の周知に努めるほか、具体的内容等につきましては今後国から示されることとなっておりますので、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油についてですが、先ほど申し上げましたように、支援を求めてこられた方々に対しましては、福祉灯油制度による対応が難しいことから、貸付制度の活用などを説明し、きめ細やかな対応をしてまいりたいと考えております。

なお、道の制度等があるということから、いまこれについて今後私ども道といろんな協議をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

16番本郷幸治議員。

●16番本郷幸治議員（登壇） 2005年第4回定例市議会に当たり、大綱2点について市長にご質問いたします。

大綱1点目は、行財政改革についてですが、依然として本市を取り巻く社会経済情勢、財政事情等はますます厳しい状況にあり、こうした状況の中で市民参加を進めながら多様化する行政需要に対応し、地域社会の活性化や住民福祉の増進を図るためには、行

財政改革を積極的に進める必要があります。

そこで、1つ目として特殊勤務手当についてであります。ことしの2月に策定、発表された美唄市自立推進計画では、特殊勤務手当の見直しが今年度から実施予定になっております。そもそも給与以外に支給されていまず特殊勤務手当が支給された経過と理由はなぜなのか。それと、過去3年間に支給された金額は、年度ごとに幾らなのかお伺いします。

次に、2つ目として広告事業についてであります。この件は昨年同僚議員からも質問がありましたが、改めて市長にお伺いします。現在の美唄市の財政難に直面する財源の確保として、市が保有しているさまざまな資産を広告媒体として活用することにより、広告収入を得たり経費削減を図る効果が大きいと思います。すでに実施しているものもありますが、たとえば市のホームページに市内外からアクセスする件数は年間で相当数あると思います。今後ホームページのバナー広告を含めてどのように計画されているかお伺いします。

大綱2点目は、地域情報化についてであります。2000年11月にIT国家としてのIT基本法が成立し、翌年には2005年までに世界最先端のIT国家となることを大目標としたe-Japan戦略がまとめられました。その後、情報技術の目覚ましい発展とインフラ整備等により、インターネット利用人口は2003年末で7,730万人、ブロードバンド環境につきましましては安さや速さは世界一、加入数でも2004年6月末で1,619万世帯となり、いまや世界最先端のレベルに達しつつあります。

こうした状況において、昨年総務省は第2期のIT革命として、いつでも、どこでも、

何にでも、だれでも利用できるユビキタスネットワーク環境を整備し、高齢者、障害のある方が元気に参加できるICT社会を目指し、2010年までに実現することを目標として、u-Japan構想がスタートしました。本市にありましても、いままで情報公開の推進や美唄公式ホームページの充実、また市民サービスの向上など、さまざまな形で取り組んでいますが、すでにスタートしています国のu-Japan構想とICT政策大綱の方針が示され、そしてすべての人に情報の受発信の権利が保障された今日、いよいよ地域情報化への取り組みが求められています。

そこで、まず平成17年度ICT政策大綱についての認識と美唄市の今後の地域情報化のビジョン、またビジョン策定までの具体的な進め方についてお伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、特殊勤務手当についてであります。その内容につきましては「著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ当該勤務の特殊性が一時的、臨時的に発生することから、その特殊性を給料で考慮することは適当でないと認められるもの」に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給するものとなっております。

現在美唄市では、市税業務手当をはじめ、28種類の特殊勤務手当がございます。特殊勤務手当の過去3年間の支給実績について申し上げますと、平成14年度が6,973万4,000円、平成15年度が6,437万9,000円、平成16年度は6,4

85万6,000円となっているところでございます。この特殊勤務手当につきましては、平成17年3月に国の「新地方行革指針」により給与の適正化の一環として特殊勤務手当等の支給のあり方について総合的に点検し、制度本来の趣旨に合致しないものや支出方法が不適切なものについて見直しを図るよう示されたところであります。

次に、行財政改革について、広告事業についてであります。国においては平成17年度から行政効率化推進計画の中で行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、広報印刷物等を広告媒体として活用し、歳入の確保を図るよう、その取り組みを推進しているところでございます。

現在道内では、広報紙に有料広告を掲載しているのは10市となっており、また室蘭市、滝川市がホームページに広告を取り入れていると聞いております。さらに、最近では道が自動車税納入通知の封筒を広告媒体として利用すると聞いております。今後これら自治体の取り組みを参考にし、ホームページの広告の導入など検討してまいりたいと考えております。

次に、地域情報化について、ICT政策大綱についてであります。その内容につきましては都市と地方の情報格差の解消や電子商取引市場規模の倍増などを目指す「ユビキタスネットワークの整備」をはじめ、電子政府、電子自治体の推進、ICT人材の育成といったICT利活用の高度化のほか、情報セキュリティ対策やネット利用犯罪対策による「安心・安全な利用環境整備の推進」が主なものと認識しております。

次に、本市の地域情報化のビジョンについてであります。現在平成18年度から平成22年度までの情報化推進計画を策定中であり、ICT政策大綱の内容を踏まえ、ブロードバンドが普及されていない地域の情報格差の解消をはじめ、市民生活や企業活動における行政に対する申請、届け出等のオンライン化に取り組むとともに、高齢者、障害者も含めたインターネット利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。

また、利用環境につきましては、事業者による安心、安全なネットワーク環境が構築されるよう誘導するとともに、個人情報保護の推進をするほか、ネット犯罪の防止も重要な課題であると考えております。

いずれにいたしましても、情報化推進計画の策定に当たりましては、市民のための情報化を基本理念とし、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るためのシステム構築などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の具体的な進め方についてであります。現在の計画の進捗状況を踏まえ、庁内における今後の情報化に向けた取り組みの調査や市の情報化に対する市民からの要望や意見の募集についてはすでに終えておりますので、今後はパブリックコメントを募集し、庁内議論を踏まえ、今年度中に策定するよう取り進めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 16番本郷幸治議員。

●16番本郷幸治議員 自席から何点か再質問します。

1つ目は、特殊勤務手当についてであります。ことしの8月24日、総務省のまとめでは、2004年度に467自治体が減額や廃止などの見直

しを実施したことがわかりました。本市にありましても、いまだに厳しい経済環境にあり、また自治体としても財政難という状況を考えるならば、これからの市民との協働のまちづくりを進める上で特殊勤務手当について市民に対しての説明責任があり、理解を得られる努力が必要ではないかと思えます。ことしの3月に出された国の地方行革指針の中にあります特殊勤務手当の見直しの観点も踏まえて、本市として今後どのように具体的に進めていくのかお伺いします。

2つ目は、地域情報化についてであります。ただいまの答弁で平成18年度からの美唄市情報化推進計画が具体的に進んでいるようですが、何点か確認も含めてお聞きします。

1つは、ITリーダーをいかに確保するのか。地域情報化において最終的に核となるのが人材育成であります。地域における情報化リーダーの育成は急務の課題です。これらの施策についての考え方をお伺いします。

2つには、住基カードの利用ですが、この住基カードの稼働は情報保護の問題等、さまざまな議論を経過し、現在本市では102枚が交付されていると聞いております。今後の市役所を考える場合、たとえば行政手続きのオンライン化には欠かすことができない個人認証としての住基カードの展開には不可欠です。こうした中で、1つには住基カードそのものにもっと付加価値をつけること。2つには、個人認証の住基カードをパソコンで使えるために読み書きできる装置が標準装備されることです。いずれにしても、住基カードの今後の展開について、どのように考えておられるのかお伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、特殊勤務手当の見直しの視点についてであります。市といたしましては今日的視点から特殊勤務手当の支給の妥当性を検証していくことが必要であると考えております。このため、国家公務員に設けられていない特殊勤務手当の場合、その妥当性があるか、給料や時間外手当など他の手当で措置されていないか、勤務の実態から考えて支給方法が適正であるかなどといった視点で総点検を行い、職員団体と引き続き協議し、必要な見直しに努めてまいりたいと考えております。

次に、ITリーダーの人材育成についてであります。市が開催したITリーダー養成講座を終了し、ITリーダーとして登録いただいている市民の方々が現在19名いますので、その方々の協力によって市民の情報活用能力の向上やITリーダーの育成を図っていくこととしており、市としましてその自主的な活動に必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、住基カードの今後の展開についてであります。住基カードの普及を図るため、付加価値をつけることが大きな課題となっております。現在住基カード独自利用の先進事例としては、施設来訪システムによるポイント管理カード、再来予約システムでは診察券や保険調剤薬局の薬歴情報を服薬ケアに利用するケース、電子マネーサービス、地域通貨の管理カード等々の事例がございます。本市におきましても、これらの事例等を参考にし、市民サービスの向上、行政効率化等に結びつ

く住基カードの利用について今後検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時01分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員（登壇） 平成17年第4回定例会に当たりまして、私は農政問題について市長にお伺いいたします。

まずは、美唄市における農家経済の動向と見通しについて伺います。同僚議員の幾つかの質問もありましたが、まれに見る大豊作の中で今次とられました集荷円滑化対策の結果、美唄市の経済にどういった影響がもたらされたのでしょうか。農業者の皆さんは、1年、1夏かけて汗水流して、より多くの収穫物をと、そういう期待と努力の結果、平年作を上回る豊穰の秋を迎えた。結果として、せっかくの収穫物が、普通であれば1万2,000円か1万3,000円かと、どう悪くても1万円はと、そういうお米の値段が3,000円で引き取られる。みずから抛出した金を含めても6,000円だと、そういう結果になるわけでありました。結果として、この美唄市に落ちるお金がそれに準じて低下するわけでありまして、美唄市の自立化へ向けてのその道筋もより厳しくなるのではないかと、こんなふうに思うわけですが、この円滑化対策の結果として、この美唄市で

何百キロの、あるいは何トンになるのかわかりませんが、その収量と、そしてマイナスした金額はいかほどになるのか伺います。

そして、17年の米をはじめとするすべての農産物の産出額、これはいかほどになっているのでしょうか。まちづくりプランの後期計画では、平成13年には83億円、14年には79億円、15年には82億円、16年には72億円と、こういう数値が記載されておりましたが、この17年において農業産出額というのはいかほどになるのでしょうか。

そして、まちづくりプラン後期計画の最終年度、平成22年度における目標値というの、現段階では私の知り得る範疇では記載されておりませんが、その後の計画の中で22年度における目標数値というのがもし出ておりましたら、伺いたいと思います。

次には、おぼろづきについての取り組みと現状について伺いたいと思います。私がおぼろづきにかかわる質問というのは、16年の第4定から連続で質問をしてまいりました。その目的といいますのも、申し上げるまでもなく、美唄の基幹産業は農業だと、そして農業産出額も八十数億円という、いわば基幹産業としての役割もそれなりに果たし得ている状況かと、こう思います。今日の米価の下落、そして国の農業政策そのものも農業の先行きは不透明な状況の中で、美唄市の基幹産業としての位置づけが本当に可能なのかどうか。そういう中において、いま美唄のブランド米として構築するならば、美唄市における稲作農業の果たす役割もそれなりにその効果を上げ得るのではないのかと、こう思うわけでありまして。

後ほど質問してまいりますけれども、聞くところによりますと、札幌でのおぼろづきの販売価格も10キロ5,000円を上回っている。美唄の市農協で販売しているその価格も10キロ4,000円と、このように言われているところを見ると、本当に美唄のブランド米としての位置づけが世に評価されて定着するとするならば、美唄の稲作農業の先行きというの、小さいかもしれんけれども、その燭光は見えてくるんではないのか、こんなふうにも思うわけがあります。そういう立場で、いまからおぼろづきにかかわる幾つかの点についてお尋ねをしてみたいと思います。

1つは、ことしの春、おぼろづきの作付に対して全道のおぼろづきの作付を希望する自治体に頒布いたしました。美唄では、53キロの種もみが配付されて、その作付に汗を流したと、こういう経過があります。問題は、5カ所で作付されました展示ほでの収穫物、この現状の状況について伺います。全量玄米として農協を通してホクレンに集荷されたものなのかどうか。そしてまた、その収穫物のうち種もみとして集荷されたのかどうか、この辺の内容について伺うわけであります。

次には、美唄市農協で9月18日から継続的に現在も市農協で販売をしているようであります。その販売されている状況の売れ行きについて、どういう状況なのか把握しておりますらお知らせいただきたいと思います。

また、札幌の三越でおぼろづきを八十九という名称で販売したというマスコミでの報道がありました。その状況について、知り得る範疇で結構ですから、状況の話を伺いたと思います。

次には、S T Vラジオで12月6日から2週間、10日間にわたって「リクエストプラザ」という番組、朝の9時からなんですが、この「リクエストプラザ」でリクエスト曲を希望した場合に、その方々の中から抽せんでおぼろづきを10キロずつ3名様に毎日提供しますという、それはおぼろづきと、いま1つは黒豚の肉1キロを提供しているという番組でありました。その番組では、明確にコシヒカリを上回る食味の幻のお米おぼろづきと、そういう表現が使われておりました。そして、美唄市の阿部さんの生産物のお米ということも明確に表現されておりました。そのことについて、もし市長がその番組を聞いたとすれば、あるいは直接聞かないにしても、そういう番組があると、美唄市の名前が出ているということについて、いかが感想をお持ちなのかお伺いをしたいと思います。

次には、おぼろづきに対する今後の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。何といいましても、おぼろづきが三越で売られたときも八十九という、米という字は八十八だと。それよりも1つ多い数字で八十九という名称が使われたようであります。どうしておぼろづきという農水省の命名したこの名前が使われないものなのか。これには、J A S法の云々という難しい背景もあるやには聞いております。しかし、第3回定例会でも申し上げましたが、東京の東武百貨店ではおぼろづきという品名で販売をしております。いまなお、その販売は継続されているわけですが、東京でそれが実現したと。それに至るまでの経過としては、東武百貨店が関東農政局に足しげく通って、その許可をもらったと

いう、そういう話を聞いております。もちろん関東農政局にしてみますと、北農研に連絡をしたり、さまざまな経緯があったようですが、いずれにしても結果として東京でおぼろづきが売られていると。名称もおぼろづきと、こういう状況であります。

この美唄で、しかも美唄で、いままでに何回となく新聞で、あるいはテレビで、ラジオで報道されている生産者がいると。それがなぜおぼろづきという名前が使えないのか。これは、生産者が存在する美唄のまちが本気になって、農政事務所なり道なり、関係機関に対するその取り組みの弱さではないのかと、私は率直に思えてなりません。いまからこの東武百貨店が売り出している米袋に記載されている、その名前に劣らない表示ができるような姿づくりについて、市長に汗をかいていただきたいものと、こう思うわけですが、市長の考えをお聞かせいただければと、このように思います。

さて、もう1つは、おぼろづきの今後の取り組みであります。来年の作付に対する考え方です。ことし5カ所で作付したおぼろづきの展示ほから種もみとして収穫され、全道各地からその展示ほから収穫されたものが種もみとしてホクレンに集荷され、そして来年に向けての頒布がなされるということなのかどうか、この辺について事情がおわかりであればお知らせをいただきたいと思います。

そして、これは正式でもなければ、正確な話でもないのかもしれませんが、美唄でも展示ほ以外で作付しているやに小耳に挟みました。ところが、どうしてそうなのかということがわからないんですけれども、その農業者

のつくったおぼろづきがおぼろづきとして売れないわけです。これは、当然なんです。この北海道広しといえども、この米をおぼろづきだと言って検査受けれるのは1人しかいないわけですから、これはいたし方ないことだと思うんです。でも、やみに隠れてつくったおぼろづきであったとしても、おぼろづきはおぼろづきなんです。そのおぼろづきが消費者に食べてもらっても、これはおぼろづきだという評価が出てこない。やっぱりどこに出ても、これはおれのつくったおぼろづきなんだということが言えるような状況づくり、これが必要ではないか。農協が定めた4カ所、5カ所の展示ほでしかつくっていない。しかも、その収穫されたものは全量ホクレンに集荷されてしまう。美唄でその米を販売することは1粒たりともできないと、こんな状況では、いつまでたっても美唄のブランド米としての位置づけができるはずがありません。さまざまな角度から、この美唄のブランド米なんだ、こう言えるような環境づくりというのは、何といたっても自治体の果たす役割というのは極めて大きい、こう言わざるを得ないと思います。

そんなこともあって、おぼろづきに対する市長の取り組むそのスタンスを明確にお尋ねしたいと思います。この場からの質問は再質問を留保いたしまして、終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉田議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政についてであります。集荷円滑化対策により過剰米として取り扱われた量は、3農協合計で2,237トンとなっております。

りまして、主食米の生産者手取り価格を60キログラム当たり1万円と仮定しますと、約3億7,300万円となり、過剰米の生産者手取り価格は60キログラム当たり6,000円であることから、約1億4,900万円の差が生じるものと推計されます。

次に、ことしの農業産出額につきましては、調整中の米や大豆などがあるため、推計額で申し上げますと約76億円程度と思われ、このうち米の産出額は約48億円程度と見込まれます。

また、まちづくりプランの後期計画案での農業産出額につきましては、平成22年度の目標値は77億円としております。

次に、「おぼろづき」についてであります。市内の実証展示ほど収穫されたものは、農協がもみまたは玄米の状態で集荷し、今月中旬までには全量玄米でホクレンへ出荷される予定であり、種もみ用のものはないと伺っております。

次に、美唄市農協での販売状況につきましては、9月のイベント以降もAコープの店頭で引き続き販売をしており、取り扱っている米の中では「おぼろづき」が最も売れているものと伺っております。

次に、札幌三越で販売された「おぼろづき」についてであります。ホクレン大収穫祭において北海道の幻のお米、八十九という名前で2キログラム1,001円と美唄市内で販売されている値段よりも高い価格で販売されており、一定の評価を得たものと考えております。

次に、STVラジオ放送についてありますが、番組の中で「美唄のおぼろづき」とし

て紹介されたことは、農業を基幹産業とする本市にとってはその宣伝効果は大変大きいものと考えております。

次、「おぼろづき」の表示についてですが、北海道農政事務所に相談したところ、米の表示はJAS法に基づき表示方法が定められており、「おぼろづき」は道の優良品種になっているものの、産地品種銘柄に指定されていないことから、表示はできないと説明を受けたところでございます。

また、販売用の袋に記載する内容につきましては、相談に応じるとの回答を得ております。

次に、来年度の「おぼろづき」の作付につきましては、生産者の意向も踏まえながら農協と協議を行ってまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員 この席から再質問をいたします。

1つは、17年の農業産出額、これは最終的な数字ではないとして、76億円の産出額と、こうご回答がありました。先ほども申し上げましたが、平成13年には83億円あった、あるいは15年には82億円あったと。これが去年も72億円に落ち込んだと、こういう状況をたどって、この72億円というのは15年度の凶作といえますか、米の出来が悪かったということでの数値だと思います。ことしは、いまほどお話しあったように、76億円と。漸次減少して、その大きな要因というのは、米価が下がってきていると、こういうことだろうとは思いますが。だからこそ、価格をしっかりと維持し得る米をより多くこの美唄の農業地から産出し

ない限り、まちづくりプランの後期計画書の中で、これは最終数字ではありませんが、95億円とも105億円とも言われておりました。到底その数字にはおぼつかない状況がうかがえるんじゃないでしょうか、ことし17年76億円ということは。

これをより大きなものにしていくというには、もちろん米粉を加工品にして販売する、加工品をつくる、美唄の特産物にしていく、それも必要でしょう。あるいは、その他の農産物の複合化農業の推進によって、そして付加価値の高い農産物を集荷する。それによって、農業産出額の増大を図るということも当然必要なことだと思います。しかし、基本をなすのは、答弁にありましたように、米の占める位置というのは、何といたってもこれを上回るものというのではないんじゃないでしょうか。とすれば、より高い米、いい米、消費者に喜ばれる米、これをどう拡大していくかということが最も大きな手だてではないでしょうか。

そんなふうに思うとき、先ほどの答弁にありましたように、米袋に表示する表現は「おぼろづき」という名前を記入することについて、可能なような話がありました。大変力強いと思うんです。というのも、ホクレンなり、あるいは農政事務所なりに市が足を運んでの1つの成果だと、こう思います。ですから、そのことをより早く、そして「おぼろづき」という名前で売れる条件ができたということが美唄の農業者の方々のおぼろづきに対する取り組みも、その意欲もより大きくなっていくのではないのかと、こう思いますとき、この名前の使用をより早く実現に向けていただ

きたいものと、こう思います。

そして、もう1つ加えたいことは、私の手元に、これは公表してはならないとかなんとかという話もあるんですけど、あえて言います。1番から24番まで生産地が書いてあります。北農研の生産したもの、「おぼろづき」ですよ。旭川、深川、中富良野、岩見沢、美唄、浦臼、月形、厚田、新篠津、北檜山、さまざまな地域の名前があります。そこでとれた「おぼろづき」の検査結果、全部出ているんです。白米の水分何%、白米の白度、白さ、透明度、玄米の透明度と、そういった検査の成績表があるんですが、みんな同じでいいはずなんです、これ、「おぼろづき」なんだから。ところが、やっぱり違うんです。美唄にも2つ、その資料が出ているんです。例を出すと、たんぱくの含有率が美唄のだけで言いますと7.8%と8.7%の違いがあるんです。そのほか、たんぱく質の問題にしても、8.9のところもあれば6.7%という低いところもある。ということは、美唄の地で作った「おぼろづき」であれば、全部食味はいいものなんだということになんないということなんです。

したがって、この「おぼろづき」をつくるにしても、そのつくり方にしても、施肥の仕方にしても、さまざまな角度から吟味をしながら、そしてその農業者の選別も、言いたくない話だけれども、あるいはしなければならぬ、土地を見きわめなければならぬという問題もあるのかもしれない。さまざまな角度で、これは吟味をしなければならぬとすれば、だれがその選別をするんだ。これは、市の農政課がやるにしても、経済部がやるにしても、あるいは農協がやるにしても、大変

なことだ。でも、これは乗り越えなきゃならん、クリアせんきゃなんない課題だと私は思うんです。その辺について、市長の考え方があれば伺いたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 「おぼろづき」の関連でございすけれども、やはり売れる米づくり、価格が出る米づくりが今後大切になりますので、おぼろづきの美唄ブランド化に向けて取り組みたいと。

その中で、表示の問題でございすけれども、品種名を袋に表示するには、産地品種銘柄の指定を受けることが前提でありますので、市といたしましては「おぼろづき」が産地品種銘柄に指定されるよう道や北海道農政事務所に対し、今後強く要請をしてまいりたいと考えております。

それから、「おぼろづき」の作付の問題でございすけれども、米の主産地として振興を図ることが今後最も大切になりますので、その農業者、生産者の意向を踏まえながら、農協と今後十分協議を行ってまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

19番 荘司光雄議員。

●19番 荘司光雄議員（登壇） 私は、大綱2点について市長に質問いたします。

大綱第1は、美唄21世紀まちづくりプラン第5期美唄市総合計画の重点方向、すなわち戦略テーマである福祉・環境・交流、これは美唄市の21世紀初頭の進むべき戦略方針であります。この方針について、まず美唄地域社会の総合事務局を担当している市役所、そしてその職員、それから多くの全市民にこの

ことについての価値観を、あるいは進むべき道を共有認識をする、このことにどうしても取り組まなければならないと思います。

地方自治法第2条第5項により、平成12年12月18日議決をいたしました総合計画の基本構想は、平成13年度から22年度までの10年間の構想期間であります。その構想の導き書に基づいて基本計画が前期、後期と5年ずつに分けて、これをローリングするという形ありますが、この場合これを導き書とした戦略方針はさっき申し上げた3点であります。これは、美唄市の各分野を見渡し、また世界的にも、あるいは全体的な日本の状況も、そしてまたグローバルな視点などを洞察をして、21世紀の当面の課題と合致するかどうかを議論をし、そして分析をして、3つの戦略テーマを設定したものであります。したがって、すべての施策は、このことを意識して、この方針を意識して、具体的施策にちりばめていかなければならないのであります。すなわち美唄の生き方、進むべき道、そして差別化、個性化、美唄のアイデンティティをこの3テーマから明らかにしているのであります。まさに目標設定であります。改めてこの際、福祉・環境・交流の重点方向というものがそういうものであるという認識を市長としてお持ちなのか。また、市民をどのようにこのことに対して一体感を持ってもらおうとするのか、この辺の取り組みについて明らかにしていただきたいと思います。

大綱第2点は、公務員制度改革と地方公務員給与等についての影響をお伺いいたします。平成13年12月、公務員制度改革大綱が打ち出され、平成17年度、今年度であります。こ

れまでに関係法律及び下位法令の整備が進んでおります。

質問の1つは、公務員を取り巻く時代の変化、このことについてどのように、まず認識されているのか。また、いま行われている公務員制度改革に対する認識と、さらには最近のこの公務員制度改革の動きについて説明をしてください。

質問の2つは、このことは職員の身分や給与や職制にもつながることであるから、言えば担当部及び担当課のひとり歩きは許されるものではないということは当たり前であります。労使間でも真剣な話し合いが必要です。美唄の取り組み状況について説明をお願いいたします。

3点目は、この公務員制度改革は基本的には国家公務員を対象として行われているのでありますが、地方公務員の制度あるいは給与に影響することは間違いありません。その目指す道筋について、どのような内容かお知らせをお願いします。

4点目は、現行地公法とこの公務員制度改革で議論をされている内容で相容れない事柄がどのようなものがあるのか。私は、今日のような成果主義などが議論されている時代になると、現行の地公法、公務員給与の最終到達が職階制給与に格付、そして最終到達点という形になる。この制度では、矛盾が発生するのではないか。そして、この矛盾を解消できるというふうにもなっていないのではないかと、そのように考えているのですが、いまだどのようなことを検討しているのか説明をいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、美唄21世紀まちづくりプランの取り組みなどについてであります。私はまちづくりを推進する上で美唄21世紀まちづくりプランを基本にまちの活力づくりに取り組むこととしており、これからも「福祉」「環境」「交流」は重点的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

福祉は、少子高齢化が進行する中、市民だれもが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らしていけるまちづくりが必要であります。

環境問題は、市民1人ひとりが自覚と行動を積み重ねていくことが大切であり、環境に負荷のかからない生活様式への転換や貴重な自然環境を守っていくことが重要であります。

また、多様な交流は文化や芸術、産業・経済、まちづくりなど、さまざまな分野で相互に影響、効果を与え合うことで、まち全体に活力を生み出します。このような考えから、私は美唄21世紀まちづくりプランの重点方向である「福祉」「環境」「交流」を戦略的視点に立って取り組んでまいりたいと考えております。

これからのまちづくりにおいては、自立と協働をキーワードに、積極的な情報提供や多くの市民の皆さんのまちづくりへの参加が必要となります。現在後期基本計画を策定しておりますが、今後これを具体化するためには、すべての職員が3つの重点方向に対する全体的な認識を共有することが重要と考えます。これまでも研修等を通じ、職員の意識改革に努めてまいりましたが、これからの自治体運

営に当たっては前例踏襲主義を克服し、縦割りではなく、横断的な取り組みへと変えていくとともに、すべての職員が政策形成能力を備え、その力量を高めていくことが強く求められております。

このため、引き続き研修機会の充実を図るほか、いろいろな機会を通じて私の考えを職員に伝えるなど、先頭に立って組織の活性化に努め、職員の自己啓発が促進される職場づくり、環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

本市は、時代の大きな転換期の中で自立に向けた第1歩を踏み出したところであり、これからは市民1人ひとりが自立するという意識を高めることは重要なことと考えます。そのためには、多くの人にまちづくりへの関心を持ってもらい、積極的にかかわっていただくことが必要との考えから、これまでも情報公開や市民参加などの取り組みを進めてまいりましたが、今後は自立に向けたまちづくりを市民の皆さんとともに進めていくための基本的なルールとなる「まちづくり基本条例」を制定するなど、協働のまちづくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、公務員制度改革について、大綱の内容と最近の動きについてであります。戦後の高度経済成長から現在の成熟化社会へと移行し、官民の役割分担の変化、民間の労働・雇用形態の変化、少子高齢化の進展など、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中で、行政システムとともに公務員制度についても地方分権時代の要請に即したものとなるよう改革が求められていると認識しております。

平成13年12月に閣議決定された「公務員制

度改革大綱」においては、能力・職責・業績を反映した新たな給与制度の確立、公正で納得性の高い新たな評価制度の導入、人材育成を図る仕組みの整備、多様な人材の確保、適正な再就職ルールの確立、機動的・弾力的な組織・定員管理などを平成18年度をめどに取り組むこととし、地方公務員制度改革についても、地方公共団体の実情を勘案しながら、国家公務員制度改革に準じて取り組むこととしております。これらのことを踏まえ、平成16年には計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性・透明性の確保、公平委員会の機能の強化など、地方公務員法が改正されたところでございます。

また、人事院勧告では来年度から公務員給与について、職務・職責をより重視する給与構造の見直しや地域民間給与を反映する地域手当の導入をすることとしております。

次に、美唄市の取り組み状況についてであります。自立を選択した本市にとって、職員が働きがいを持って、みずから意欲的に能力を高め、多様化する行政課題に迅速に的確に対応し、組織全体として機動性、簡素・効率性を確保しながら行政運営を行うことが職員1人ひとりに求められております。

また、行政や公務員に対する不信感をなくし、信頼性を高めるため、説明責任や透明性を高めることがますます重要となっております。

このため、地方公務員法の改正に合わせ、公平委員会による職員の苦情処理、人事行政の透明性を図る観点から、人事行政の運営等の状況の公表についての義務化に取り組んでいるところであります。

今後公務員制度改革の動向を踏まえ、給与構造の見直し、能力・実績主義に基づく任用や給与のあり方、勤務評定のあり方、人材育成、機動的・弾力的な組織・定員管理など、新たな仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、自立と協働のまちづくりに向け、魅力的に取り組む組織・職員像を目指すとともに、市民の理解が得られる人事給与制度となるよう説明責任を果たしてまいります。

次に、制度改革における地方公務員給与の目指す道筋についてであります。公務員給与の改革については、年功重視から職務重視への給料表構造の転換と人事評価による昇給や勤勉手当における勤務実績の的確な反映、さらに地域民間給与水準の反映という3つの方向性を示しております。特に努力と成果が公正に客観的に評価される成果主義を導入することで、公務員が全体の奉仕者として目標と使命感を高く持つとともに、意欲の向上を図り、結果として市民が納得できる市民本意の行政の実現を目指すものと承知しているところでございます。

次に、現行地公法と相容れない事柄についてであります。現行の公務員制度においては、専門性、中立性、能率性、継続安定性を確保するため、基本的な枠組みとして能力の実証に基づく任用、身分保障や平等取り扱いの原則、職務への専念、政治的中立を基本とする服務規律、適切な勤務条件の保障等を定めており、公務員としての職務の特性から今後ともこれら制度が維持されるとともに、本来の制度の趣旨や理念が尊重されるべきもの

と考えております。

なお、これまでの人事給与制度の運用に当たっては、年功序列、均一的な運用が行われ、公正かつ客観的な評価に課題があると言われていたところでございます。今後成果主義による新たな人事給与制度の導入に当たっては、職階制や職務分類など、職務給の合理的根拠、客観的な人事評価基準、昇格・昇給基準の明確化及び人材育成のあり方など、多くの課題を整理・検討し、対応しなければならないものと考えております。

●議長長岡正勝君 19番荏司光雄議員。

●19番荏司光雄議員 まず、最初の戦略的な視点に立って、この3つを取り組んでいくと、こういう答弁がありました。

それで、昨日の同僚議員に対する答弁で、後期計画の内容等について、かなりこういうものの方針をかためた、こういうものも織り込んだというようなことは具体的に提起をされました。その中で、言えばこの3本の柱は、もちろんいま言われたような立場ですから、否定はしていないけれども、経済振興という、この柱を加えたと、こういう答弁があったかと思うんです。したがって、戦略方針テーマに美唄の色をどの色でいくかと、そして美唄でそのアイデンティティをつくり上げていくというオリジナリティーを求めていくわけですが、それが全体の状況に合致していなければ、いま向かい風に走ったってしょうがない、アゲンストです。やっぱりフォローになっていかなきゃならない。押していただかなきゃならん。そういうことを全部考慮に入れてつくった3点ですね。

経済振興というのは、これが戦略テーマに

なるんだろうか。よかれあしかれ、これ資料として、きのう後日配付をしていただけるといいますから、そこを見せていただいて、そして基本構想、それから前期の基本計画5年間、これと自立推進計画と、そういうものと整合性をちょっと見ながら、なるほど、こういう状況だからこういう部分については修正を加えたとか、あるいは方針を入れたとか、そういうことの必然性なり根拠を後ほど勉強させていただくことができるということに、きのうそういうご答弁をいただいたわけです、特別発言で。

ですから、そのときはそのときでいいんですが、私は地域経済振興というのは、すべからずすべてそのものに合致していかなかったら、いま私たちの住んでいる、日本の国民全部は国の体質の中で生きているわけですから、これは資本主義体制でもあるし、自由経済を根拠としているわけだし、そしてその自由度が余りにも高まり過ぎちゃうと、強いものは強くて弱いものがだめだったり、企業が活性化されたり独占化されたりするから、関係法律があるわけですね。独占禁止法とか、そういうこと含めまして。

そういう中で、秩序ある正しい競争を、これを原理として、そして経済的に絶対に生きていかなければいけませんよと。その経済の中心は貨幣経済ですよという世の中で進んでいるんです。どこへ行ったって、この世の中変わらないじゃないですか、日本は。まず、日本という国考えれば。その経済ベースや経済感覚、そしていまの地方自治法だって、まず経済感覚では何を言っているかったら、はっきりしていますよね。コスト主義言ってい

ますね。最少の経費で最高の効果を上げるという地方自治法第2条にあるでしょう。これ経済感覚抜きにして、そんなことないです。社会主義体制や何かの、結局テクノクラートの技術官僚がやって、そして計画や一定の統制を伴うような、そういう社会に暮らしているわけじゃないんでしょう。経済振興とか地域経済を盛り上げていくとかつくり上げていくというのは、ありとあらゆる分野、だれだって同じテーマです。美唄の人間だけでない。全国、この体制で生きている限り。美唄のオリジナリティーとしての戦略テーマになるのか。まず、このことはきのうご答弁されていて物すごく違和感を感じたんです。

私は、あえて今回こういうことがどういふふうになっているかと、公務員制度改革と給与問題も含めまして提起しているのは、地方公務員法は昭和25年ですよ。ですから、1950年ですね。そうでしょう。ちょうど、だから55年ぐらいたっているんです、いま。ところが、検討し始めているのは平成9年ぐらいからやっていますから、やっぱり50年を経て、日本の、いわゆる自由主義経済体制の自由度はがんと高まったと、東西冷戦を越えて。それで、自由化、国際化、規制緩和という問題が出てきている。大きい条件で歴史的な、日本の歴史にかつてない経験をいましているわけでしょう。そして、公務員制度も50年の中で全くなかった時代に入ったわけでしょう、行政も。だから、当然そこにこの50年間歩んできたものが全く変わったものになって、そこにあるやつがそれを牽引していくような、あるいは後から押していくような、そういう行政スタイルで公務員スタイルになっていか

なきゃならないわけだから、歴史上初めての経験しているんです、みんな。それで、今回はこのテーマに絞ったんです。

それで、先ほど申し上げたところに戻りますけれども、もし経済振興が美唄のオリジナリティーを持つ、美唄の行くべき道の方向性を指し示す戦略テーマだという認識をもし持たれているとするならば、これは大変なことです。だって、美唄市役所の職員の人たちは、自分たちの住んでいる世の中がどういう原理で社会発展を、人間の幸せを追求しているかということをつかめないままでもって、しかし不景気だ、こうだ、だから地域経済何とかせんきゃならない。これは、テーマでなくて、当たり前のことなの。もうベースなんだ、そのことが。だとするならば、職員は市役所の中の厚い壁の中で1歩外へ出たら、みんなそれにさらされている。ことしの正月、どうしていけるんだとか、みんなそうじゃないですか、農家から、議員から質問されている問題を含めて、全部そうじゃないでしょうか。美唄市役所の職員と市民との、あるいは民間企業にいる人たちのこの認識の違いの温度差というのはただ者でないということになるんじゃないでしょうか。

まさにここに継続安定という言葉を使っていますよね、最後のところに。この年功序列で継続安定の部分のところだけいただいている、俗に言われる親方日の丸の部分で、倒産はしません、給与の支払いも受けません、美唄市1カ所ですから競争相手もいません。その中で前例踏襲だとか縦割りだとか、そういうふうにしていったら、これは外側の人たちと市民との温度差というのはすごくなるんじ

ゃない、それが当たり前だと思っている。だから、経済がそういう経済社会だということもわかっていないから、全部のテーマ、1人ひとりのテーマでもあるし、美唄のテーマでもあるし、全国のテーマであるものが、戦略テーマのオリジナリティーのあるものとして答弁されたということについて、すごい認識の温度差というのは一体何なんだろうと、ゆゆしき事態だという感じを持っています。はっきり言えば、美唄市役所の職員全体は。だって、これはあれでしょう。庁議を開いたり、いろんなことをやって議論されて、その方針つくったんでしょう、恐らく。どなたと、いま私がしゃべっているような立場で、それはちょっと違うんじゃないのと。それは、産業政策なりなんなりでもってちりばめてくるんじゃないですかと、そういうことになっていくんじゃないでしょうか、もし取り組むとすれば。

ですから、前期計画、目指すべき都市像を入れて3つの重点方向でしょう。5つの柱、17の推進方策でしょう。そして、柱はこの戦略に対して、3つの戦略の方向性に対して、やさしさから5つの柱を立てたわけなんです。そして、施策の方向性を出したんです。この方向にみんな導かれていくんです。そうでないと、戦略が生きていかないんだ。この方向と言っているのに、みんな戦術部隊として輩出されているんでしょう、縦割りと。それが仕事ずっとやっても、常にこの目標に向かってることを忘れてやっていったら、戦略方針でもなければ、何でもないでしょう。縦割りだけ見ていて、おれは建設だ、水道だとか、そうやって縦割りでみんな包まっていたら、収れ

んされているものがないんだから、収れんされて行く道を失っちゃだめだよと。この部分が頭から飛んじゃっているんなら話にならない。そんな色ついたような個性を持てれる、そういうような美唄のまちというのはでき上がっていかないんじゃない、求めた道というの。そのことを、まずきちっと押さえてもらいたい。

それから、そういう問題を合わすときに、いまご答弁いただきました。非常に職員の研修ということに、市長は常に言葉使います、意識改革のときに。そういうことですか、いま私が話をしていることは、職員研修しなければわからないですか。まず、そういう事態に立ち至って、公務員の多くを意識も何も変えていかなければならんし、いままでどおり動く状況ではないんだということは、自分ら肌身で感じていることだと思います。そして、歴史上にない公務員を目指す、公務員の仕事をやらざるを得なくなったんだよ、おれたちはと、新しい時代なんだから。その研修ということについて、よく言われるんですけど、まさかそういう状況認識をするための研修ではないんでしょう。市民と協働でやっていくための、いろんなやっぱり悩みがあるでしょう、自立に向かって。そういうようなことを目指してのあれなんでないですか、研修という意味なんでしょうか。ここのところ、ちょっと説明していただきたいと思います。まさか時代認識や状況認識や自分たちの置かれている環境がどうだということの、そのための研修だというんだったら、これは全体の奉仕者、公務員というのは、申しわけないけれども、みずから勉強して、みずからふだんのた

めにやってもらわなければならないことがそうだというんだったら、これ一体どうなるのと。こういう話を民間の人たちが聞いたら、あれじゃないでしょうか。冗談じゃない、給料払ってられない、これならなとなるじゃないだろうか。ちょっと研修の問題のところについて答弁してください。

それから、この問題の3つ目、先ほど言いました、庁議なりなんなりでもって検討されたんじゃないですかと。庁議は、少なくともいま美唄市の最高意思決定機関でしょう、機関としては。最高意思決定する権限を持っているのは市長でしょう。でも、行政のこの体制の中で言えば、執行体制の中でいう機関として庁議は最高機関ですよ。その庁議というのが、隣ばかり意識して、自分の関係する、部長さんが中心なんでしょうけれども、自分の関係するものだけは自分の責任だと。こういうふうにして入ってくるの、まずいいです。しかし、少なくとも美唄全体あるいは行政全体、要するにどこに行くかというところでやっているんじゃないですか、本来は。その中の自分の担当部署はこれですということなんでしょう。そして、自分らは戦略方針に向かうとか、自分の仕事を通じてこういうところに色をちりばめていますよと、そうやってやっていきますよと、こういうことでないんですか。

それと、庁議というのは、私もちょっと同僚議員や何かに聞いてみたんですけど、もう少し透明性高められないですか、最高意思決定機関。これは、やっぱり経営者が取締役会でも何でも、そういうところで開いて、一体どういうことをどう議論しているかというこ

とをびしっと出してもらわないと、そして社長の方針を、会社の方針をこれに決めたと、こうするんだということを従業員の方にきっちりと情報公開、しかもリアルタイムなぐらい、いま全部パソコンでやりますから。そういう組織でないと、あるいはそういう企業でないと、絶対にフットワークが悪いし、情報が停滞するし、それは行政も同じことじゃないだろうか。そういう庁議というものに持っていくという透明性を高めていく、情報がリアルタイムに即時的に走っていくと、そういうようなことが検討されたことがあるのかなのか。もしないとするならば、いまの私の見解等に対してどう思っているのかお聞きをしたいと思います。

それから、給与問題の中で言えば、私は現行の地方公務員法というのが、いまおっしゃられたこと、本当は根本的には担保しているんですよ。実施していないです。地方公務員法が原則でしょう。そして、現実には給与は条例審議でしょう。職階制でしょう。職種別でしょう。競争主義でしょう。これ、勤勉手当だって勤評があるんですから、競争主義入っていますね、ちゃんと。政策の評価もできる。だから、能力が生活給に入っている。地方公務員法の基本的原則というのは、いまの時代にも対応できる部分というのはある。やっていないだけなんです。やっていないということはどういうことかと言ったら、自分たちにおいしいところの年功序列だとか、黙っていけば上がっていくとか。競争相手もいるわけでない。美唄市役所、2つも3つもあるわけでない。そのおいしいところ、ずっといただいていたんです。ちゃんとこの競争

原理も入っているのに、能力が生活給に入っているのに、現行の法律の中に、そうじゃないでしょうか。服務規律だってそうじゃないですか、全部。このところが現実問題、職階制のところではばかり、縦割り、職階制、これのところに帰着していつているから、ほかのこと全部関係なくなっているんじゃないですか。給与条例も給与体系もそうはなっていないでしょう、法律も本来。そこのところを美唄市の取り組みの状況等についても、私はもう1度、チェックを自分たち自身としてどう思われておられるのか。市長自身も市役所におられた方ですから、どう思われているのか、率直にお伺いしたいと思います。

ただ、今回成果主義とか、年功重視から職務重視でしょう。そして、給料表の構造転換、それは当然そうなりますね。職階制だけでいきませんから、その中だって変わります。人事評価による昇給や勤勉手当における勤務実績の的確な反映、地域民間給与水準、これでいきますと、これだけの道筋に入ってしまうと、地域の民間水準も、たとえば景気がいいと、都市部あるいは東京だ、どこだといいですね、いいところありますね。そういうところの地域間格差というのは、猛烈につくんです、結果的に。地域ぐるみ、負け組、勝ち組の状況になっていくんです。そして、行政の中もそこに埋没するんです、給与面で。このところについては、成果主義と、それから客観的評価というのは必要です。そして、公務員は。だけれども、地域民間給与水準とか、そういうようなことになって、そこでのかわりなどを追いかけていくと、非常にレベルが高い、所得水準が高い地域と所得水準が低

い地域の中で、公務員はそっちの低いところに流れ込まなきゃいけないんですから。一定の公務員の中にも、継続性や安定性というのは一定段階担保してあげなくてはならないと思うんです、私は。そのかわり、全体の奉仕者という、憲法でもって縛りがかかっている職業ですから。その辺のことに対してご答弁いただきましたけれども、それだけに経営者としては少し私は危険を伴うと。公務員の一定の継続性、安定性はやはり担保するという姿勢は使用者としてもとらなければならないし、そのかわり縛りに合ったとおりの仕事をやってもらう、全体の奉仕者として、そういうふうになっているんだから。

したがって、職階制に行き着いていくと、少ないコストになっていきますね、これからどんどん、絶対変わっていくから。そこに職階制給料表で到達点にいったら、一般職の場合、部長で終わりでしょう、部制ある限りは。そうしたら、到達されるのは3人か4人しかないというようにいくんです、そうやって。それでもって、モチベーションを高めろとか、活気を持てとかなんとかと言ったって、これはもうとてもではないけれども、それは人事評価制度や何かきれいに、客観的に透明性高めてやったとしても、しょせん行くポストが3人か4人のポストなんだということになっちゃうんでないの。もっと違う形のことを、やっぱり職階制というものに、私はどうあったって必ずそこに矛盾が起きる、血を出さなきゃいけないと、そのように考えているんですけど、その辺のことも含めてお答え願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の質問にお答えします。

最初に、重点政策の考え方についてであります。美唄21世紀まちづくりプランの3つの重点方向、「福祉」「環境」「交流」を具体的に進めるため、基本計画ではこれらを重点政策として位置づけることとしており、後期基本計画においてはこれに「経済・振興」を加えたいと考えているところでございます。市内経済に関しましては、緊急にその再生に取り組まなければならないと感じておりまして、市民生活を支え、まちの活力づくりを進める上で「経済・振興」は欠かせないものであり、今後5年間で活発な経済活動を生み出す仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、「経済・振興」は「福祉」「環境」「交流」の各施策を支え、推進する役割を持つことから、これらの分野と関連づけながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、研修の問題でございますけれども、現在人事におきまして50年ぶりの給与制度の見直し、これが打ち出されたところでございます。その中で、やはりこれからの新しい公務員像につきまして、みずから自覚し、自己改革をすべきということで自己研鑽等が必要になるわけでございます。こういうことで、私はあくまでも研修につきましては意識改革を主体にやるべきだということで、みずからも勉強しながら、この研修というものに取り組んでまいりたい。

それから、庁議に関しましては、これは私ども市全般の課題等につきまして全庁的に協

議をする場としておりますけれども、より内容的にふさわしいものとなるよう充実させると同時に、庁議で話されたことにつきましては、これは各職場に迅速に伝達をしてまいりたいと、このように考えております。

それから、最後の公務員の部分でございますけれども、人事異動におきましては成果主義の導入、それから地域給の導入など、こういう50年ぶりの給与改革を打ち出したというところでございますけれども、成果主義にもメリット、デメリットというか、長短がありますし、それから地域給、私はこの導入に当たっては慎重にすべきだということで、職員のやる気が起きる人事行政をしなければならぬと考えております。

今後いろんなこういう時代の変化を受けとめながら、新しい公務員像に向けまして、私も含め職員1人ひとりが自覚を持って、市民から信頼される市役所づくりをしていかなければならないと、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 19番荳司光雄議員。

●19番荳司光雄議員 私が最後ですから、一般質問、簡潔にやりたいと思います。

市長、経済政策というのは、経済が後押しをするんだと、それは確かにそうだ。これどんな場合でも、たとえば福祉とか、そういう3つ、これで申し上げれば違うでしょう。交流というのは、人、物、金、情報、すべてが交流なんです。これは、双方向であるべきなんだ。だから、自由度が高まった社会に入っちゃった。だから、規制緩和だとか、そういうものが出ているんです。そうしたら、そこに人が動いて、お金が動いて、物が動いて、

情報が動いてということでしょう。それは、必ずそういうことで経済効果と波及効果出さないですか、これは。

午前中、うちの会派の同僚議員から観光というものが出ていました。あれは、観光産業というのが美唄の地域経済にとってどういう位置を生み出すかと、どういう位置を生み出そうとして進むのかと、そしてどういう資源がうちにあるのかということ問われているんですけど、答えられている内容が全然、ちょっと方向違っていました、申しわけないですけれども。そういうところで経済を高めようということやっているわけじゃないですか。

たとえば福祉、年金、美唄市の年金は100億円突破していることは間違いありません。そして、関係施設でお金が循環しているものも合わせて、これは一番先にやりましたよね。8年前のときで46億円だったです、これ年金を除いてです、私の推計で、既存の資料でもって。お金が循環しているやつ、いわゆるフローで流れているものです。これ、ちゃんと経済伴っているでしょう。

環境、まさに環境で優等生だったら、ビジネスとしてまちが来ます。言われるでしょう、環境抜きに、もうビジネスは成立しない。特に製造業は同じ。それから、この環境に伴っていくクリーンの発想がなければ、食品業はもうやれない。オリジナリティーのものでないんです、この経済。

ただ、経済振興というものを意識して頑張るよと。そのための仕組みづくりとか枠組みづくりとかというのをやっていかなければだめだよと。地域循環型経済システム、それは農業を中心にしてというんです、構想として

考えられているものは。それは、経済振興という柱じゃないんです。地域経済の産業を、どの産業を中心にして、その産業を進めていくという、いわゆる武道場の問題なんでしょう、それに波及させて。それは、もうやらなきゃならんことです。経済振興なんていう柱、建物は建てまいと。そういう視点で私は言っているんです。

そして、この環境だって福祉だって交流だったって、みんなビジネスの場所につながっていきます、全部。そして、経済効果を上げるということ、この美唄なんだから、交流の中で観光業を担当しているところだって、何としても美唄の経済を観光産業の波及効果を通じて、あるいはイベント等を通じて、そして地域経済に少しでも効果を上げようという、こういう立場で仕事やるんじゃないですか。それで、市民の活気もそういうものに求めてこようとか、そしてよそからも入ってきてもらおうとか、そういうことじゃないでしょうか。

だから、オリジナリティーな柱になり得ないということを言っている。意図的にこれを意識して、経済をきっちり意識して、いま地方でやっている仕事を全部そこに集約させるんだと。そして、美唄の地域経済をつくり上げていくんだと、あるいはそれぞれの市民もそう考えておられたと、そういうような形の1つの方向性というんならわからんわけではないよ。3つの戦略というのは、後押しするには、これをやるためには経済がしっかりしなかったらできないというような発想の答弁じゃないですか。そんなこと、話にならないじゃないですか、それは。その1点だけ、

はっきりしてください。そんな話にならないでしょう。こっちの方は、戦略テーマでこのまちをつくって、それで地域経済生きていこうと言っているのに、金を生み出していこうと言っているのに、その辺ちょっと。市長の答弁として、そんなもの議会に残しておくわけにいかないです。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 いま重点政策の考え方でございますけれども、「福祉」「環境」「交流」という、確かにオリジナリティーという分野とは性格は異なるとは思いますが、いま美唄市のまちづくりの今後を考えると、いわゆる「経済・振興」は本当に私は大切なものであるということで、この位置づけに関しましては今後どのような位置づけにするか別としましても、いまの3本柱を支える主要なものであるということで、これを重点課題というような取り組みとしてまちづくりプランの部分には取り入れていきたい。

なお、自立推進計画にこの「経済・振興」を加えている関係もありますので、それらの整合性をとりながら今後検討してまいりたいと思っております。

●議長長岡正勝君 以上で一般質問を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第3、意見書案第25号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

20番林 国夫議員。

●20番林 国夫議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第25号につきまして、

案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにあります。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところであります。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行なわなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要があります。

よって、国においては、平成18年度の地方税財源対策において、真の地方分権改革を実

現するよう、下記事項の実現を強く求めます。

記

1. 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4. 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5. 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6. 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7. 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置
税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8. 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的に規模是正を行なうこと。

9. 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的で開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月13日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第25号については、別にご発言もないよう

ですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第25号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書は、原案のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時34分 散会